

経済安全保障・貿易管理・対内投資 を巡る最近の動向

2024年6月

貿易経済協力局

特に御議論いただきたい論点

■ 問 1

経済安全保障の観点から、政府及び民間が**脅威・リスク分析を行う上で重視すべき分析データや想定事象は何か**。また、官民で連携して**脅威・リスクへ対処するためには、役割分担をどのようにすべきか**。経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版をベースにご議論いただきたい。

■ 問 2

2024年4月産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告の中で**4つの対応の方向性**を打ち出したが、これらの取り組みを進めていくうえで**特に留意すべき点**は何か。

■ 問 3

イノベーション創出やサプライチェーン強靱化、地域活性化の実現に向けて、**海外の高度な人材・技術・資金を呼び込むためにどのような戦略・取組が効果的か**。

目次

- (1) 経済安全保障**
- (2) 貿易管理
- (3) 対内投資
- (4) 新局への体制移行

アクションプラン策定の背景と位置づけ

- 国際情勢が厳しさと複雑さを増す中、経済安全保障に関する産業・技術基盤に影響が及ぶ脅威・リスクが拡大している。脅威・リスクから我が国産業・技術基盤を守ることは政府の責務であると同時に、実際に基盤を支える産業界の取組の強化が欠かせない。ルールベースの世界、法に基づく自由で開かれた国際秩序が揺らぎ、力による現状変更を志向する動きが顕在化している。
我が国として、改めて世界のルール作りを主導するとともに、国力としての経済力を強化する取組を官民連携で推進しなくてはならない。
- 政府への施策の協力や活用に加え、産業界自身のリスク管理を円滑化するためには、官民の戦略的対話が欠かせない。
経済的威圧を含むリスクがいつ、どの分野で具現化するか不確実だからこそ、幅広い分野で日常的な官民の戦略的な対話を講じていくことが必要である。大企業だけでなく中堅・中小企業が対応していけるように最大限の配慮・対応を行っていく。
- 本アクションプランは、こうした官民の戦略的対話を本格化するにあたり、経済安全保障に関する産業・技術基盤を強化するための取組の方向性と内容を、NSS等の関係省庁とも連携しつつ、経済産業省においてパッケージとしてまとめたものである。

- 自主的な経済的繁栄等を実現するため、経済安全保障政策を戦略的に進めるとともに、官民連携で、我が国の平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる経済力の強化、エネルギー安全保障、サイバーや宇宙の安全保障に関する政策を推進する。

1. 経済安全保障の推進のための戦略的アプローチ

- 我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保、国際秩序の維持・強化等に向けた必要な経済施策を総合的、効果的に講じていく。

例) サプライチェーンの強靱化、外国による経済的な威圧への効果的取組、データ・情報保護、技術育成・保全

- 経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調して取り組んでいくことが必要。

- 経済安全保障推進法は、喫緊の課題に対応するため、①重要物資、②基幹インフラ、③先端重要技術、④特許出願非公開に関する制度を措置。同法に基づく、様々な施策(※)を活用して、我が国の自律性、優位性、不可欠性の確保に努める。

(※) 例えば、重要物資の供給確保に関しては、①補助金や低利融資による投資支援のみならず、②独禁法に係る規制当局との調整、③関税定率法に基づく調査、④国が備蓄や生産を委託し、物資や原材料を事業者に譲渡する、また⑤物資に係る調査を行うことができる。

2. 国力としての経済力の強化、エネルギーや食料等資源の確保等

- 我が国経済は海外依存度が高いことから、経済・金融・財政の基盤が我が国の安全保障の礎。その強化に不断に取り組むことが必要。経済力の強化は、安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。
- 国民生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。
- その他、サイバー安全保障分野や宇宙安全保障分野での対応力の向上を図る。

経済安全保障の推進
のための戦略的アプローチ

経済安保推進法の
着実な実施、
不断の見直し

国力としての経済力の強化
エネルギー・食料等資源
の確保等

経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化（基本的考え方）

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 現下の地政学的な変化、破壊的な技術革新の中で、**各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策を展開。**
- **技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、経済力の低下が問われる今こそ重要。**

2. 経済安全保障推進法の成立（2022年5月）：平和と安全、経済的な繁栄等に向け、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

① サプライチェーン強靱化

□ 12の特定重要物資※を指定。

※経産省関係では、半導体、蓄電池、クラウド、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、重要鉱物、天然ガス、先端電子部品の9つ（令和6年4月現在）

□ 令和5年度補正予算で約9,100億円、令和6年度本予算で約2,300億円を措置（経産省部分）

② 経済安全保障重要技術育成プログラム

□ 宇宙・航空、海洋、サイバー等の研究開発を経済産業省関係で計19プロジェクト特定。

□ 令和3、4年度補正予算で計2,500億円（経産省部分）措置。

③ 基幹インフラの事前届出制度

□ 14対象事業（うち経産省関連4）の重要設備の事前審査

④ 特許出願非公開制度

＜諸外国＞ 世界に先駆け経済安全保障政策を、包括的に体系化、法制化した日本へ**高い関心・評価**

＜日本企業＞ 日本を含めて世界各国が強化する経済安全保障政策の貿易投資への影響に関する**関心と不安感**

3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定(有識者会議)

- **有識者会議**において、今後の国際情勢を踏まえた「**脅威とリスク**」を分析し、我が国の**自律性、不可欠性を高める対策**を検討。
- **産業支援策(Promotion)**及び**産業防衛策(Protection)**を**有機的に連携**させながら、**同志国・地域(Partnership)**とともに、**国益を守るためのアクションプラン**を整理。
- **政府全体で経済安全保障政策を推進**するため、**NSSを中心に各省連携の枠組み**を構築。

1 産業支援策 (Promotion)

◆ 産業・技術基盤強化

① 技術優位の確保(コンピューティング、クリーンテック、バイオ等)

② 多様性・自律性確保

◆ 産業・技術基盤を支える横断施策

2 産業防衛策 (Protection)

◆ 新たな貿易管理

◆ 官民連携による対応(チョークポイント技術政策等)

◆ サイバーセキュリティ対策・データポリシー強化

3 国際枠組みの構築・産業対話 (Partnership)

◆ 対外経済政策における経済安全保障アジェンダの整理・発展

◆ 経済的威圧への対応

◆ アクションプランをベースに産業対話を実施し、脅威分析及び対策を具体化・精緻化。産業対話の示唆を踏まえ、アクションプランを継続的にブラッシュアップ。

経済安全保障政策に係る今後の方向性

- 経済力は国力の源泉であり、経済力を高めることが国家安全保障上極めて重要。また、その経済力を支える技術革新が地政学的な影響を受けているのが現状。国際情勢が不安定化する中でも、ルールに基づいた国際経済秩序と市場経済の維持を大原則としながら、産業・技術基盤への積極的な投資を進め、我が国の技術優位性を確保し、経常収支の改善および経済力の向上に繋げ、国力を中長期的に安定化させることが、経済安全保障上重要である。
- 新機軸の経済産業政策として、経済安全保障の観点も踏まえて産業政策と対外経済政策を内外一体で講じることで、我が国経済の不可欠性、自律性強化と、新たな国際経済秩序作り、および国力の強化を主導する。この取組を官民対話を通じて実現する。
 - 足元での経済安全保障に関する具体的な施策の実施においては、シナリオ分析、サプライチェーン分析、技術分析等の手法を通じて、我が国の産業・技術基盤にとっての「脅威・リスク」を特定していく。
 - 経済安全保障上重要なコンピューティング、クリーンテック、バイオテック、防衛・宇宙・基盤分野における「鍵を握る重要物資・技術」に関し、我が国における相対的な優位性、対外依存度を把握する（①破壊的技術革新が進む領域、②我が国が技術優位性を持つ領域、③対外依存が進む領域、で分類）
 - 「脅威・リスク」から「鍵を握る重要物資・技術」を守り、強化するため、それぞれの物資・技術に対して、産業支援策、産業防衛策、国際連携から、効果的な施策を当てはめていく。
 - 政府の経済に関するインテリジェンス能力や情報保全体制を強化するとともに、セキュリティ・クリアランス制度等を適切に活用することで、官民の情報共有・連携を強化し、経済安全保障政策の迅速かつ効果的な実施と発展を目指す。

経済安全保障に係る脅威・リスクへの対応

- 経済的手段を通じた様々な脅威・リスクを把握し、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保に必要な措置を講じることが経済安全保障政策。
注：脅威・リスクには、
 - － パワーバランスの変化や地政学的競争の激化に起因する当面の脅威・リスク、
 - － 我が国が有する脆弱性をはじめ構造的課題、の双方が存在。
- NSS等の関係省庁や同志国と協力し、地政学的リスクや各国における政策措置等を調査し、我が国にとっての経済安全保障上の脅威・リスクを特定。そうした脅威・リスクの発現を想定した(1)シナリオ分析を実施することにより、我が国にとって重要な産業・技術基盤に対する影響を分析。
- 加えて、我が国における産業・技術基盤の優位性・不可欠性、脆弱性、自律性を詳細に調べるため、(2)サプライチェーン分析及び(3)技術分析を実施。



国内の産業界・同志国との連携を通じ、シナリオ分析・サプライチェーン分析を進めていく。

(1) シナリオ分析等

- 不確実性を増す安全保障環境において、予想外の事態への対応が迫られる中、主要各国の政府機関や民間のシンクタンクにおいては、立案した計画等の検証・フィードバックを適切に行う手段として、図上演習（tabletop exercise: TTX）や各種シミュレーションの活用が拡大している。
- 図上演習やシミュレーションは、不確実な将来に対する洞察を導出できる可能性があり、軍事分野以外の計画や意思決定プロセスの検証にも活用可能。
- 経済産業省としては、国内外において民間主導で実施されているシナリオ分析や図上演習（TTX）の実例を収集し、これらの適切な活用の在り方について、知見を深める。
- 加えて、関連分野の専門家を海外から招聘し、地政学リスクの把握やシナリオ分析等への助言を頂いた上で、政策立案に生かしていく。

米国における実施例



CSIS



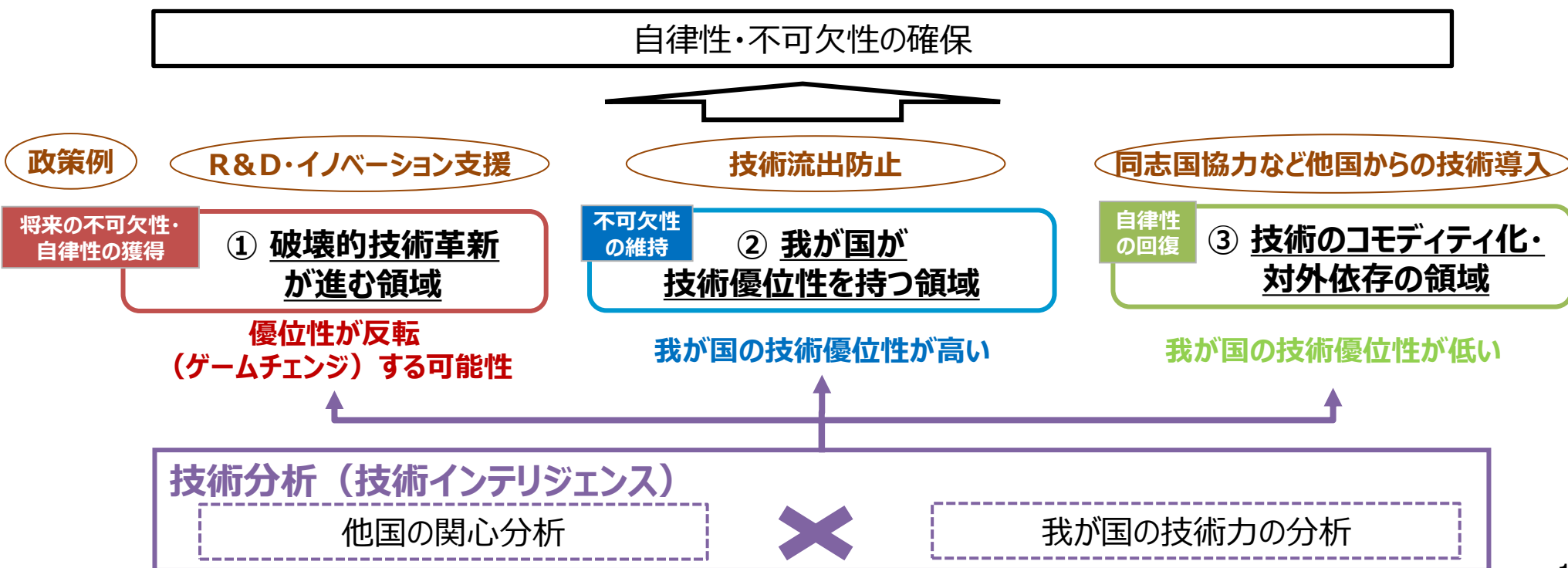
MIT Security Studies Program

(2) サプライチェーン分析

- グローバル貿易データ等をはじめ、官民が有する多面的なデータを組み合わせ、サプライチェーン上の脆弱性等を分析。
特に我が国にとって重要な産業・技術基盤については、国内の産業界・専門家からのヒアリング、同志国からの情報提供を通じて、特に重要となる物資・技術を精査・特定。
- サプライチェーン分析により得られた知見をとりまとめて対外発信を行うとともに、必要に応じてセキュリティ・クリアランス制度を活用しつつ、関係企業等へ機微な情報・知見を提要していく。こうした政府が保有する情報の関係企業への提供は、新たな官民のコミュニケーションツールの一つとして活用できる可能性がある。
- 上記統計データを活用し、「サプライチェーン早期警戒システム (EWS)」の構築も検討。

(3) 技術インテリジェンスの必要性とその取組

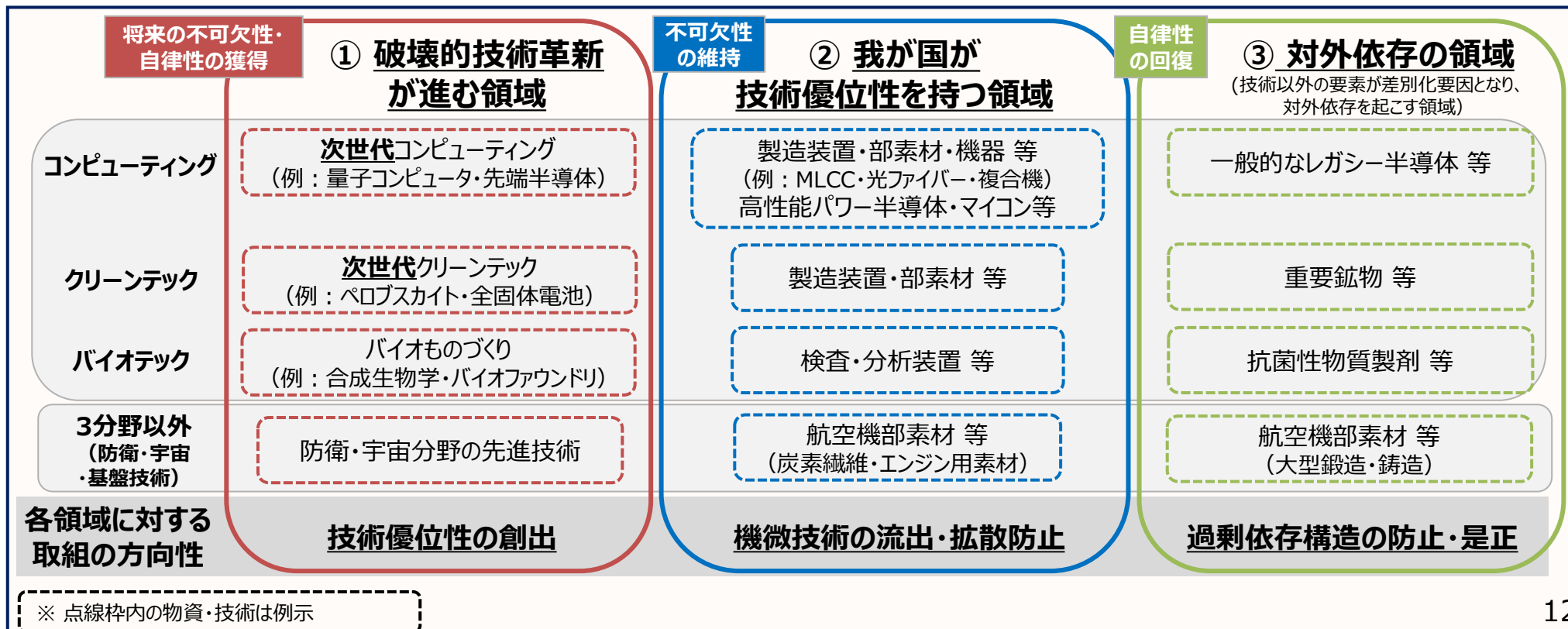
- 自律性、不可欠性を確保する上で、我が国の技術優位性を把握し、当該技術ごとの立ち位置を踏まえた、最適な政策（産業支援策・産業防衛策）を講じる必要。
- 技術分野は広範であるとともに、技術優位性は他国との相対的なもの。効果的・効率的な分析のためには、他国の関心分野を踏まえつつ、我が国の技術力を把握していくことが必要。
- 技術分析は、我が国のチョークポイントを明らかにし、今後の戦略にも関係するため、機微情報としての管理が必要。同時に、多くの知見を集めるため、産業界、アカデミア、同志国などとの連携も必要。



経済安全保障上重要な物資・技術の特定と政策アプローチ

- コンピューティング、クリーンテック、バイオテック、防衛等の分野は、将来にわたる我が国の経済安全保障上の産業・技術基盤として不可欠。それぞれの分野で特に重要なサプライチェーンに注目し、その維持・発展に政策資源を集中的に投入する。
- 経済安全保障上重要なサプライチェーンにおいて鍵を握る物資・技術を特定したうえで、技術革新の動向、我が国における相対的な優位性、対外依存度を分析・把握し、強靱化に向けた適切な政策手段を当てはめていく。
- 経済安全保障上重要な物資を改めて洗い出した上で、リスク・脅威に対応した適切な政策手段を整理し、経済安保法の「取組方針」に反映させる。

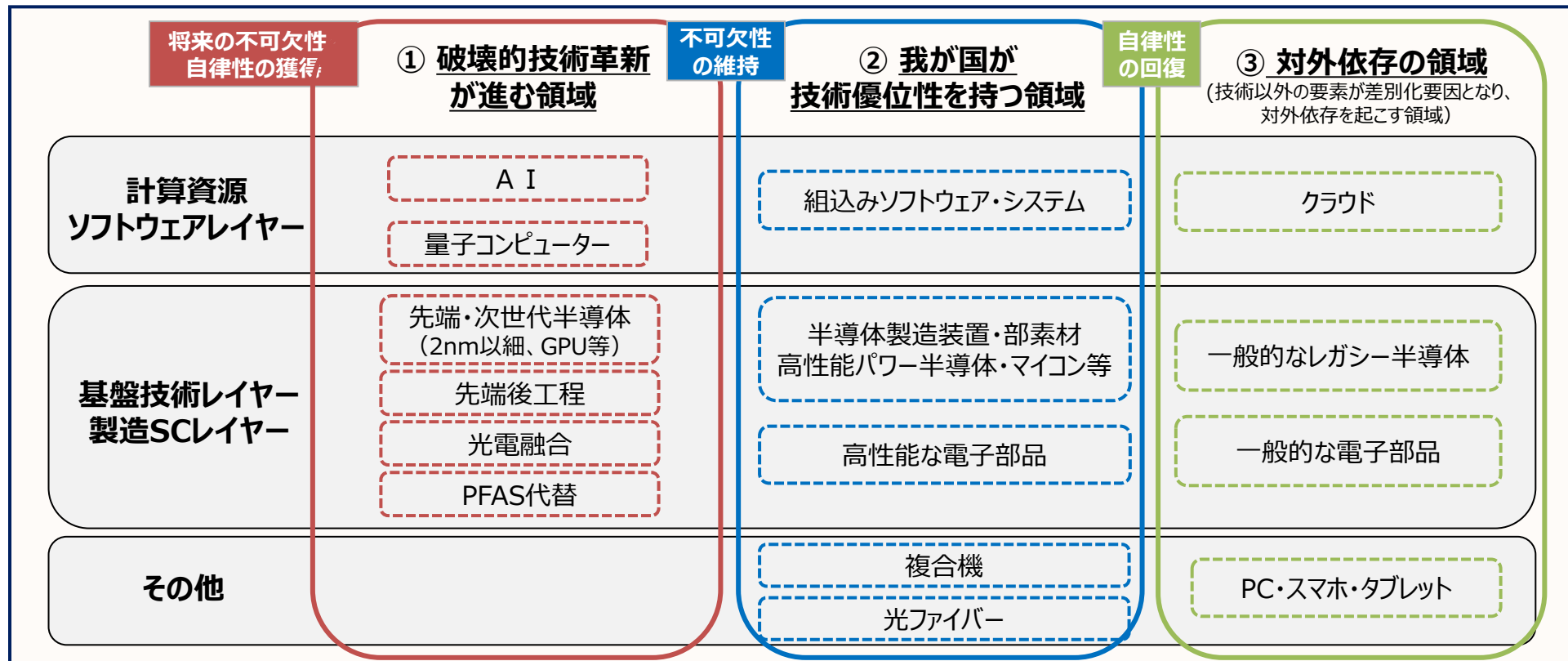
＜経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理＞



(a) コンピューティング分野における重要物資・技術

- コンピューティング分野は、生成AIの飛躍的发展により、半導体を中心に更なるパラダイムシフトが起こる可能性が高いことから、今後我が国が技術優位性を獲得していくためにも、同志国との連携に加え、**官民の適切なリスク分担を考慮しながら、官民による積極的な投資をするとともに、技術管理や過剰依存構造の是正を進めていく。**
- コンピューティングにおける技術等の取組については、「**半導体・デジタル産業戦略**」にて具体化していく。

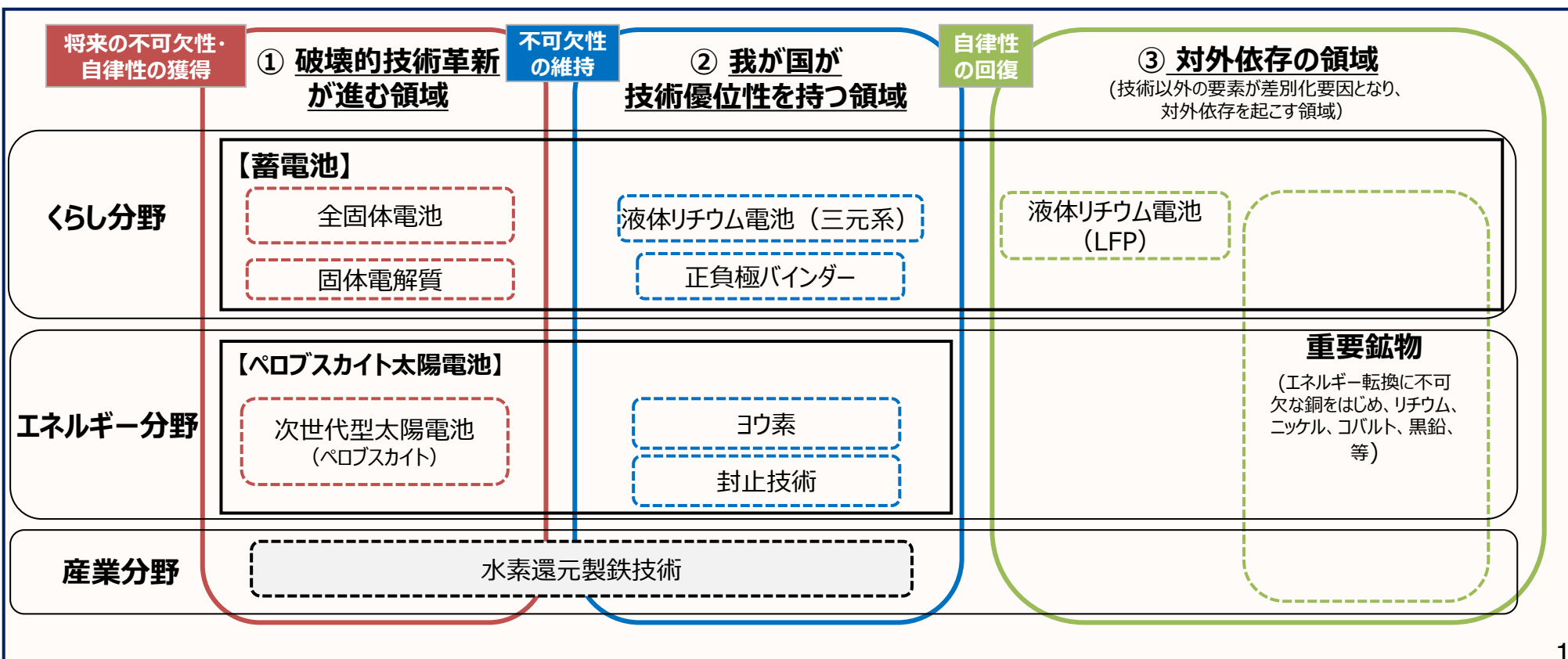
<コンピューティング分野における重要物資・技術（例）>



(b) クリーンテック分野における重要物資・技術

- GXでは、脱炭素とエネルギー安定供給、産業競争力強化・経済成長を同時実現。クリーンテック分野は、我が国のエネルギー安全保障にも関わるため、特に破壊的技術革新が進む領域として、ペロブスカイト太陽電池や全固体電池などの先進的なクリーンテックへの投資を推進していく。
- また、具体的な取組は、GX推進戦略やエネルギー基本計画も踏まえて進めていく。

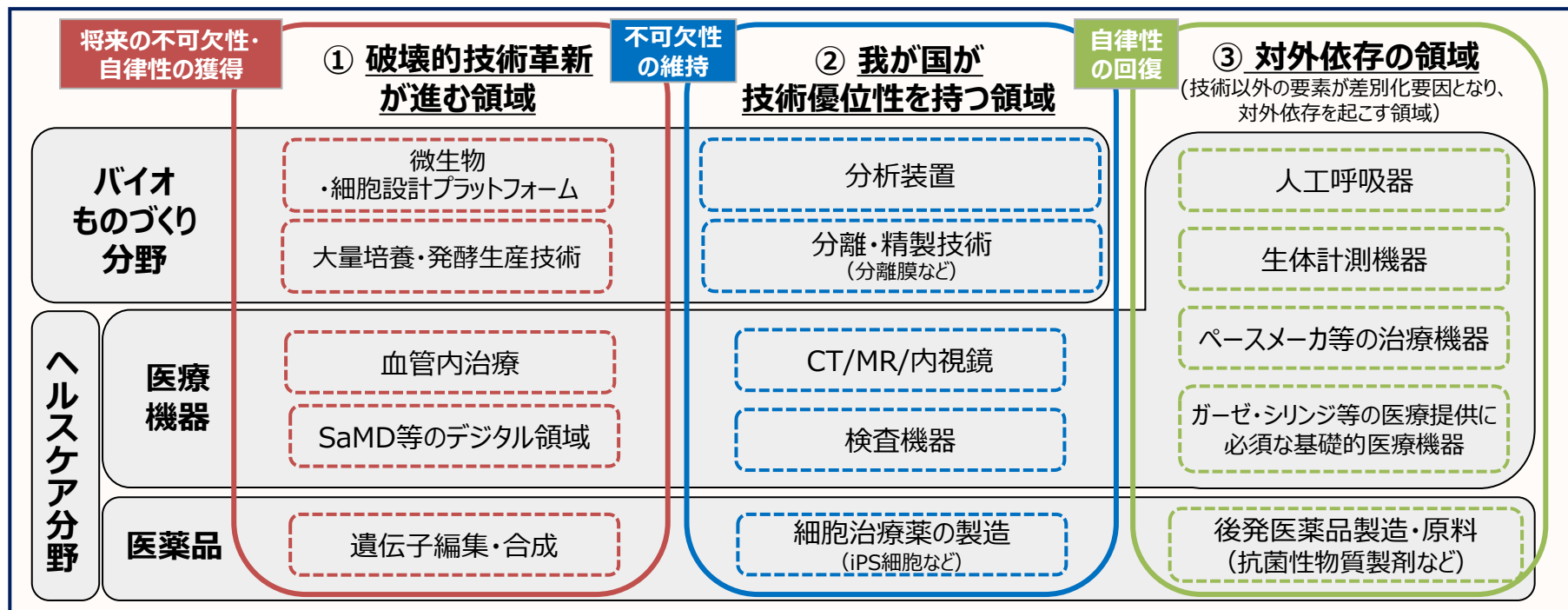
<クリーンテック分野における重要物資・技術（例）>



(c) バイOTECK分野における重要物資・技術

- バイオ分野は破壊的技術革新が進み、食料安全保障やエネルギー安全保障にも貢献することが予想されるが、同時に、バイオテロ利用のようなリスクも存在しており、わが国の安全を確保するための政策を検討する必要がある。
- また、ヘルスケア分野は我が国の健康安全保障に関わるため、特に対外依存の領域においては、安定供給確保を図るなどの対策を講じる必要がある。
- 足元、バイオ戦略の改定作業が進められており、今後の具体的な取り組みについては当該戦略も踏まえ検討を進めていく。

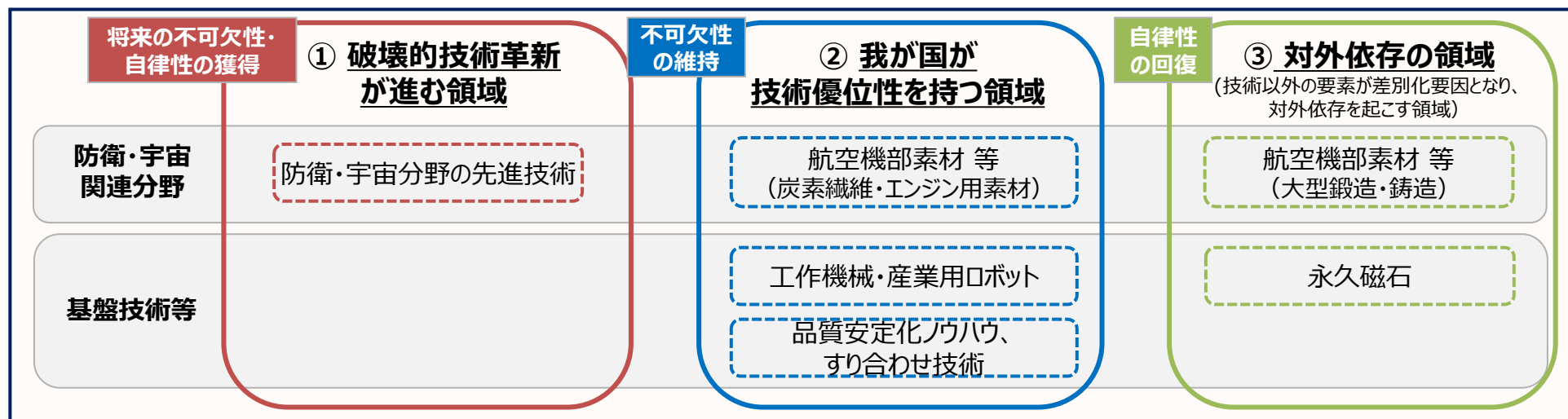
< バイOTECK分野における重要物資・技術（例） >



(d) 3分野以外の重要物資・技術（防衛・宇宙分野、基盤技術等）

- 防衛分野については、我が国では、令和4年12月に防衛3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）を策定。厳しさを増す安全保障環境において、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤の維持・強化は必要不可欠。
- 防衛力を効果的に強化していくためには、先行する非防衛目的のイノベーションをどのような形で装備や戦略に取り込むか、という視点、さらに、既存の防衛事業者だけではなく、新たなプレイヤーや中小企業を含めた防衛産業のサプライチェーン全体をどのように維持・強化していくか、という視点が不可欠。防衛省をはじめとした関係省庁と連携し、取組を進める。
- また、長年にわたって創意工夫の下で培われてきた品質安定化のノウハウやすり合わせの中で磨かれた基盤技術についても維持・強化していく必要がある。

<3分野以外の重要物資・技術（例）>



技術進展に応じた施策マッピング

コンピューティング

クリーンテック

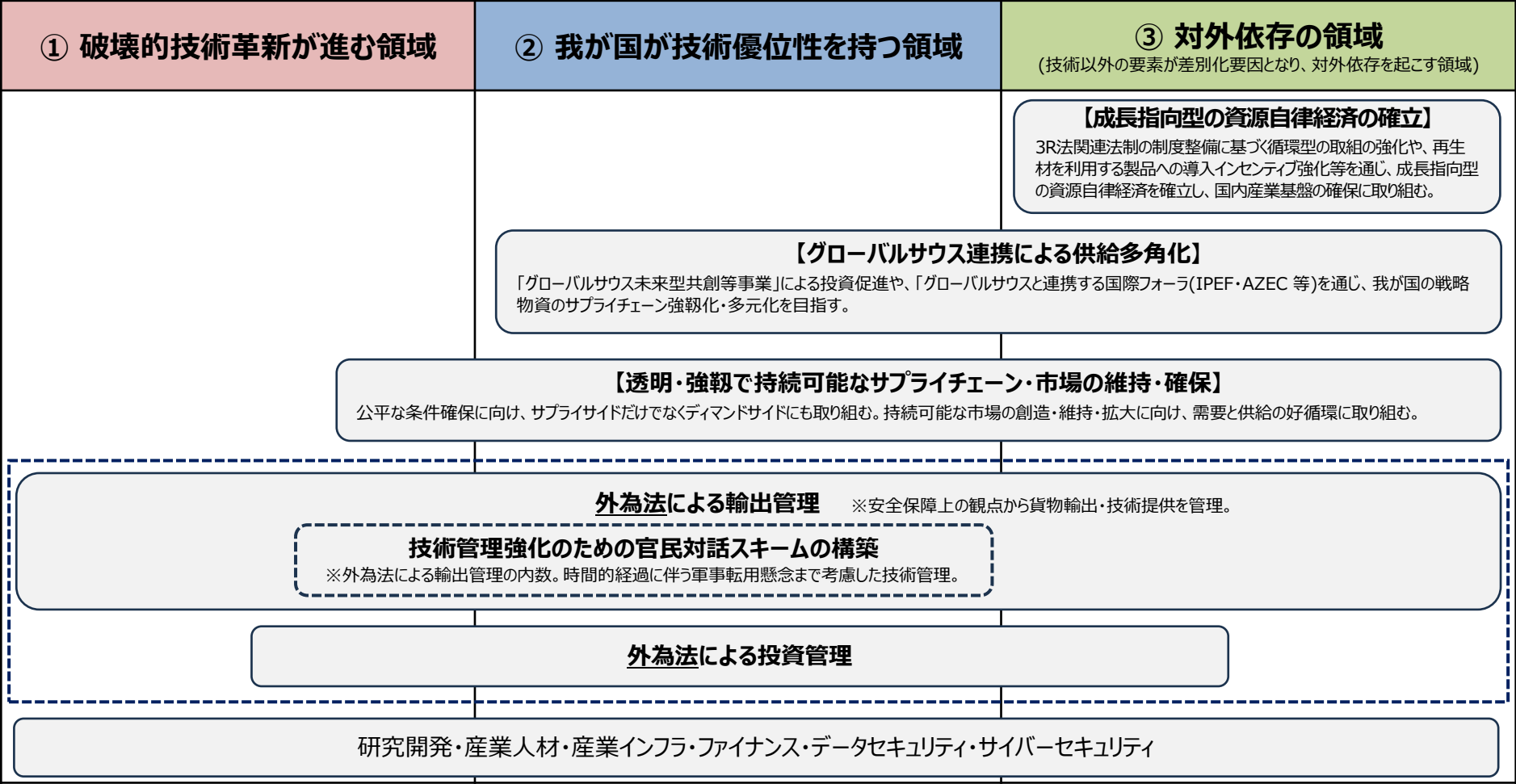
バイオテック

その他
(防衛・宇宙等)

① 破壊的技術革新が進む領域	② 我が国が技術優位性を持つ領域	③ 対外依存の領域 (技術以外の要素が差別化要因となり、対外依存を起こす領域)
経済安保推進法による技術開発支援 ハイブリッドクラウド利用技術基盤の開発 等 ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術の開発・実証 等 有事に備えた止血製剤製造技術の開発・実証 等 無人機・衛星関連技術の開発・実証 等	経済安保推進法による重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（助成金等）※ 半導体 (製造装置・部素材・原料) 電子部品 (コンデンサ・高周波フィルタ) 航空機部品 (CMC・炭素繊維・大型鍛造品・ 鋳造品・スポンジタン) 蓄電池 (部素材・製造装置) クラウド プログラム 可燃性 天然ガス 永久磁石 抗菌性 物質製剤 船舶部品 肥料 重要鉱物 工作機械 産業用ロボット	
	戦略分野国内生産促進税制による法人税減税 従来型半導体 (アナログ・マイコン等) 電気自動車・SAF・グリーンスチール・グリーンケミカル	
	【5G促進法による支援措置】 先端半導体 (ロジック・メモリ等)	
次世代型太陽電池（ペロブスカイト）、全固体電池 等 水素還元製鉄技術 等	GI基金による支援措置	等
【バイオものづくり／創薬・再生医療・遺伝子治療】 バイオものづくり革命推進事業 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 GI基金（CO2を活用したバイオものづくりの技術開発・実証） 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業 等		【ワクチン・医薬品等】 ワクチン生産体制強化のための バイオ医薬品製造拠点等整備事業（デュアルユース補助金）

※ 例えば、重要物資の供給確保に関しては、①補助金や低利融資による投資支援のみならず、②独禁法に係る規制当局との調整、③関税定率法に基づく調査、④国が備蓄や生産を委託し、物資や原材料を事業者へ譲渡する、また⑤物資に係る調査を行うことができる。

技術進展に応じた施策マッピング



国際枠組みの構築

■ 透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築に向けて、同志国での政策協調を強化し、グローバルサウス等との連携の輪を広げる。

官民の戦略的対話

■ 官民及び企業間の連携による具体的取組に向けて、必要に応じてセキュリティ・クリアランス制度を活用しつつ、脅威・リスク等に関する国が保有する情報等を共有し、優位性を有する技術の確認やサプライチェーンを俯瞰した問題意識の共有を通じた企業の技術管理・調達多元化等の取組を強化する。

産業支援策の例

- 現在、施策として進めている産業支援策・防衛策の主要例は以下の通り。引き続き、**脅威・リスク分析**、**産業・技術基盤の特定**、**産業界との戦略的対話**、**国際連携**等を進め、必要な施策を随時追加していく。

予算・税制

- コンピューティング、クリーンテック、バイオテック等の戦略分野において確保した予算の迅速かつ適切な執行を進める。
- 産業競争力強化法改正の審議を経た上で、戦略分野における生産比例税制の実施を進める。

透明・強靱で持続可能なサプライチェーン・市場の維持・確保/グローバルサウス連携

- 価格だけでなく持続可能性等が考慮された製品やサービスの市場の創造・維持・拡大に向けて、戦略物資を中心に民間投資を促すようサプライサイド及びディマンドサイドの産業政策を同志国と連携。
- 「グローバルサウス未来志向型共創等事業(R5年度補正予算1,083億円)」等の予算措置も活用し、投資促進や国際フォーラの運営等を通じて、各国・地域の強靱で信頼性あるサプライチェーン及びそれを支えるインフラ（エネルギー・通信・宇宙・データ共通基盤等）の整備に取り組む。

研究開発

- 経済安全保障をFA等のミッションに含めながら、政策ツールを見直し、研究開発から社会実装までを切れ目無く支援する。
- 将来の産業基盤を構築する先端技術分野として、量子コンピュータに注力する。

産業人材

- 産業を高度化する国内デジタル人材の能力を最大限に活かすため、情報処理推進機構（IPA）において、デジタル人材のスキル情報の蓄積と可視化を通じた継続的なデジタル人材育成策を検討する。
- 事業の健全性・信頼性を確保しながら高度外国人材も含めた多様な人材を確保することへの支援について検討する。

産業インフラ

- 「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を活用し、経済安保の観点からも重要な戦略分野の国家プロジェクトの生産拠点に必要な関連インフラ整備を支援。
- 貿易手続のデジタル化、デジタルライフラインなど、ソフト・ルールを含むインフラ整備を進める。
- JETROと連携し、重要分野について国内外の産業拠点の企業立地要因、産業基盤を分析し、産業基盤高度化や海外企業誘致に繋げる。

ファイナンス

- 技術流出や重要物資の生産基盤の喪失に繋がり得る意思決定をしようとする事業者を対象として、我が国の戦略的不可欠性・自律性の確保を目的とした支援策の必要性や在り方について検討。
- 国際経済環境が激変する中でも、貿易保険制度を通じて企業のグローバルな挑戦を支えていくため、リスク管理と財務基盤の双方の強化を進める。その際、特にサプライチェーン強靱化やGX、国際連携を含む政策的意義の高い分野については、政府が企業の挑戦を下支えすべく、重点的な保険提供を可能とすべく検討する。

産業防衛策の例

輸出管理

- 産構審・安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえ、安全保障上の観点から、以下3つの大きな方向性の下、輸出管理の制度・運用見直しを進めていく。
 - ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求。
 - ② 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。
 - ③ 官民での情報共有・対話等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

技術管理

- 産構審・安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえ、安全保障上の観点から、対象技術・行為を特定したうえで、産業界との対話を通じて技術管理を強化する新たなスキームを構築。
- 人を通じた技術流出への対策を含め、企業の技術管理強化を促進するための方法として、ベストプラクティス集を23年10月に発表。今般、改定するとともに、今後も拡充を図り、必要に応じてガイドライン化も検討。
- 国の支援を受けて行う重要物資の生産・研究開発に係る中核的な技術の流出防止を徹底するため、安定供給確保支援基金において、助成対象事業者に求める追加的な技術流出防止措置を取組方針に規定。

投資管理

- 昨今の内外情勢の変化や増加する経済安保上の懸念に対処できる投資管理制度の実現に向け、財務省等の関係省庁と連携しながら、必要な制度改正の検討を進める。
- 関係省庁との連携の下で、厳格な審査やモニタリングの強化に向けた体制強化を図るとともに、インテリジェンス機能の強化を含めて情報収集力を向上させる。
- 審査対象業種について、軍事転用防止、重要サプライチェーンの途絶防止、双方の観国内産業界・投資家との情報提供・収集を強化するとともに、審査・モニタリング体制の更なる強化を図る。

データセキュリティ

- 政府や重要インフラ事業者のデータについては、作成・管理主体の責任を規制・ルールで明確化し、情報システムのセキュリティを担保することで対応する。
- 一般事業者について、サプライチェーンに関わる基盤データの裾野は拡大。この基盤データの信頼性を一定程度担保するためにも、協調領域のデータ連携基盤を作り、その基盤を運営する事業者の信頼性等を担保するための措置を講じる。

サイバーセキュリティ

- サプライチェーン全体での対策強化に向け、これまでソフトロー・アプローチとして、経営層の意識改革の促進、各種のフレームワーク・ガイドライン等の策定を実施。今後、関係省庁と連携し、政府調達等への要件化を通じ、その実効性を強化する。
- 国産製品の開発・普及促進や高度人材の育成・確保といったセキュリティの供給側への働きかけを通じて、我が国におけるセキュリティ市場の拡大を図る。
- サイバー安全保障の実現に向けて、産業界との接点を活かしつつ、官民のサイバー状況把握力・対応能力向上に向けた取組を進める。

産業界との戦略的対話の深化・拡大

- サプライチェーン分析や技術分析等により同定される重要な物資・技術も踏まえ、サプライチェーン全体での情報交換、特定の技術・製品を有する企業との対話を実施する。
- 政府から経済・技術インテリジェンスで作成した情報やリスク・脅威分析結果※¹を、必要に応じてセキュリティ・クリアランス制度を活用しつつ、中堅・中小企業も含めた関係する企業に共有した上で、対話を通じてサプライチェーン構造や技術構造を解明するとともに、あらゆる施策を総動員した産業支援策・産業防衛策の方向性を具体化する※²。
- 持続的な産業・技術基盤の強化につなげるため、経済産業省としても、省を上げて、戦略的対話を推進する横断的メカニズムを作り、その成果を抽出・分析し、全省庁的な政策に反映する。
- また、同志国とも連携し、国境を越えた官民連携にも着手する。

※¹ 考慮すべきリスクの例

- (1) 国家紛争・自然災害・疫病等による供給途絶
- (2) 供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、またその結果としての技術移転強要
- (3) 他国企業の高度技術獲得、さらに過剰生産による競争過熱
- (4) 日本企業と同等の技術優位性を有する同志国企業からの技術の流出

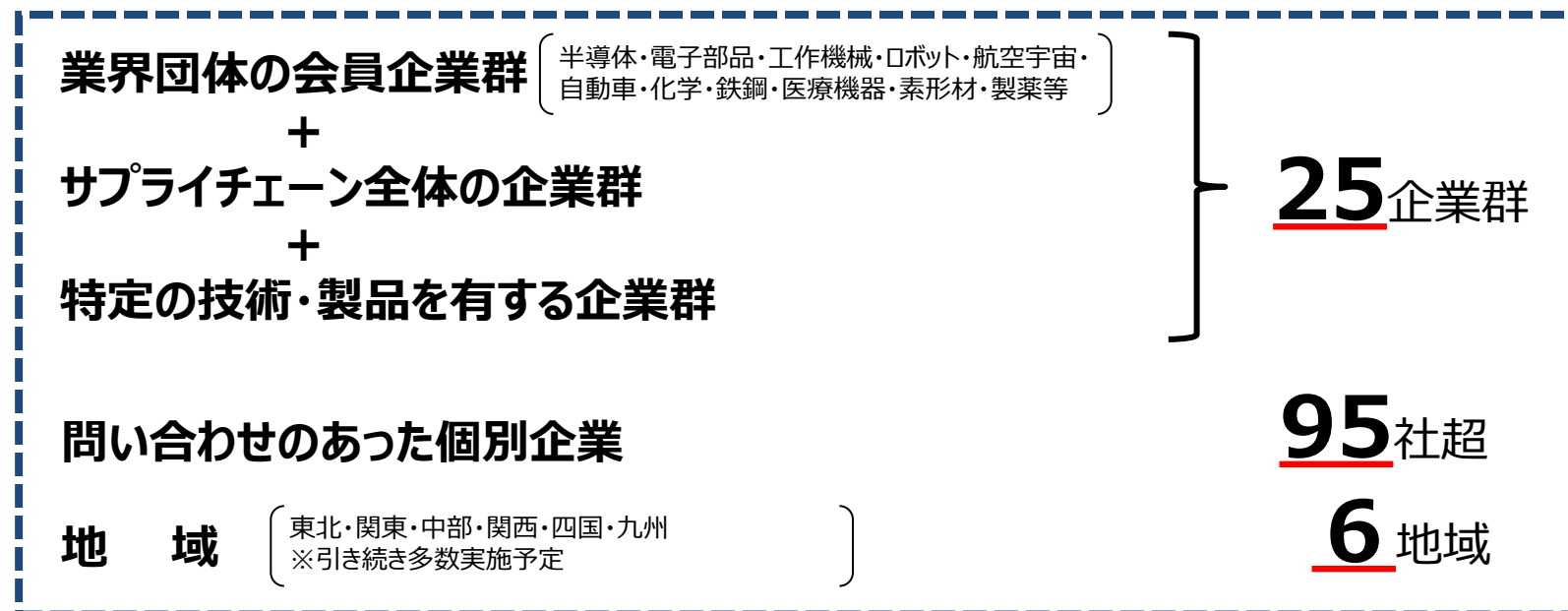
※² 技術の優位性に着目して整理した領域ごとの、具体化の方向性

- －「破壊的技術革新が進む領域」では、懸念国との非対称的技術発展を含めた優位性の確保
- －「技術優位性を持つ領域」では、コアコンピタンスの共有、流出対策（懸念事案共有）
- －「対外依存領域」では、懸念国の「代替市場」、「代替供給体制」の構築

産業界との戦略的対話（進捗報告）

- アクションプランに基づき、官民の戦略的対話として、**まず14の業界団体と対話を実施。**
（我が国及び諸外国の経済安全保障政策を紹介し、議論）
- 対話を進める中で、
サプライチェーン全体での取組
特定の技術・製品を有する企業のみでの対話の必要性を確認、
一部のサプライチェーン、技術・製品について追加的に対話の場を設けた。
- 併せて、業界団体との会合を経て、**問い合わせのあった個別企業との対話も実施。**

<戦略的対話の実績>



産業界との戦略的対話（枠組みの方向性と想定されるアジェンダ）

- 幅広く一般的な知見や問題意識を共有する観点からは業界団体ベースの会話が有効。
- ただ、具体的アクションにつなげる取組を検討する場としては、サプライチェーン全体での情報交換、特定の技術・製品を有する企業との対話が必要（サプライチェーン強靱化、重要技術管理等についての参加者間での討議を喚起）

戦略的対話の枠組みと狙い

【業界団体の会員企業との対話】

- ✓ 政府からの情報提供
（脅威とリスク、ベストプラクティス共有等）
- ✓ 参加企業の経済安保への意識及び行動の喚起

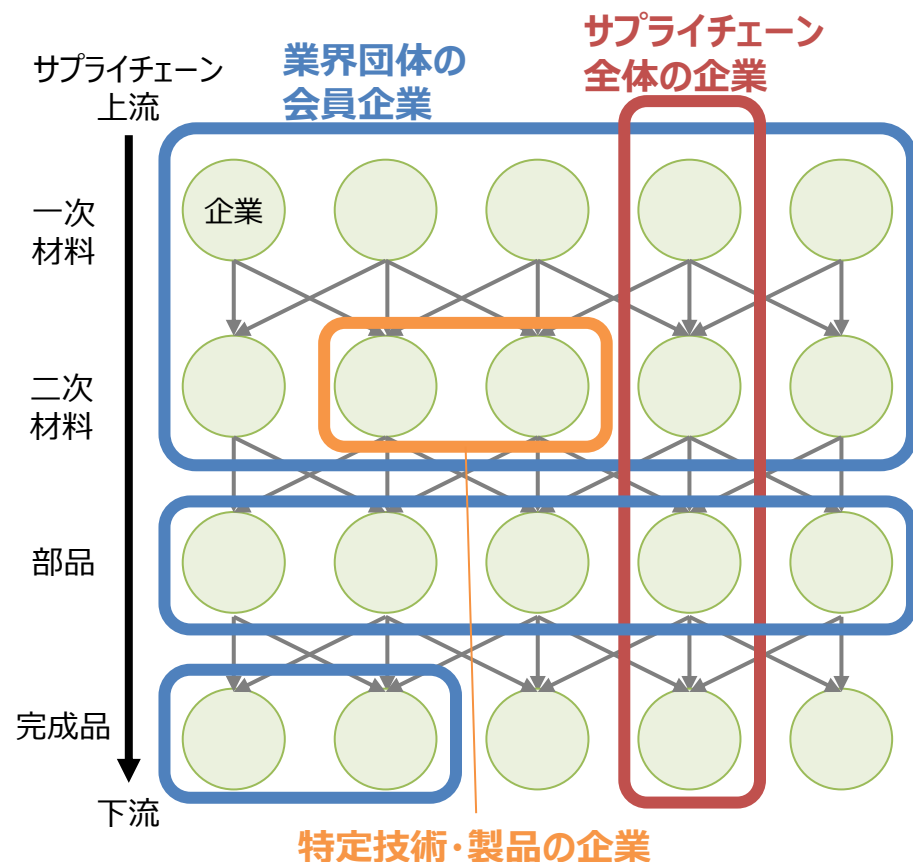


【サプライチェーン全体での対話】

- ✓ 川上から川下まで一体となった取組を確認
（特に完成品の技術優位性を支える部素材・製造装置の重要性）
- ✓ 技術管理に向けた価格転嫁・研究開発における
協調の必要性

【特定の技術・製品を有する企業との対話】

- ✓ 我が国企業の持つ技術優位性の確認
- ✓ 懸念国におけるビジネスリスクの認識共有と連携した
対応



(参考) 産業界からの経済安全保障に関する主な反応 (1/2)

➤ 産業支援策 (Promotion)

- 技術を強化するとともに、経済安全保障上、重要な産業基盤とは何かを明確化してほしい。
- サプライチェーン強靱化のため、投資支援だけでなく、需要喚起策や税制等を通じて、幅広い企業が投資回収しやすい環境の整備を期待する。
- 我が国の技術優位性の維持・確保には、個社の努力も必要だが、コンソーシアムの組成等を通じて業界全体で次世代の開発を進めることも重要。

➤ 産業防衛策 (Protection)

- 産業技術流出防止の観点から、経産省が主導して、関連企業間でコアコンピタンスに対する認識を共有する場を設定してほしい。
また、部素材メーカー等の下請企業が匿名で相談できる経産省の窓口を設けてほしい。
- 技術流出に対して具体的に取るべきことや最低限やるべきこと等、企業の取組の指針がほしい。
- 保護が必要と考えられる重要技術については、規制対象にして管理してほしい。
- 自社に対して懸念国への工場立地やJVでのマジョリティの受入れの要請が複数あった。
- ファundamental技術が狙われており、Tier1等の部素材・中堅中小企業の技術支援や管理が重要。
- 高度な技術を保有する企業を懸念国等による買収から守るためには、前向きな事業再編や合従連衡が必要。
政府から方向性を示してほしい。
- 進出先国における特許侵害に対しては、個社が毅然とした対応をするのみならず、日本政府がサポートすることも必要。
- 企業における情報管理をより強固にするには、同志国と整合したルールを含めた情報保全のガイドラインを政府が作成し提供すべき。

(参考) 産業界からの経済安全保障に関する主な反応 (2/2)

➤ 官民対話・国際的枠組みの構築 (Partnership)

＜官民の戦略的対話＞

- ・ 各業界・個社との官民対話は継続して実施すべき。
経済団体、サプライチェーン全体等での産業横断型の対話の頻度も高めてほしい。
- ・ 懸念国の産業戦略を説明によって、経済安全保障の背景事情を理解できた。懸念・脅威に関する情報や具体的なリスクと対策例についても対話し、企業での具体的なアクションにつなげていきたい。
- ・ 一部の国の政府が国営企業に対して自国企業製品を調達するように指示を出しているとの話を聞いた。業界対話における情報共有を通じ、他社の状況も確認したい。
- ・ 軍民融合や反スパイ法等の法執行の不透明性の高まりを背景に、ビジネスリスクが高まっている。政府として一層の情報提供をしてほしい。
- ・ サプライチェーン全体での適正な価格転嫁が、企業間で取り組む持続的な経済安保対策の一つ。価格転嫁を後押しする政府のガイドライン等を作成してほしい。
- ・ 地政学リスクを金融面で評価する動きが始まっている。我が国にとって適切なものとするため、官民が連携して取り組んでいく必要がある。

＜国際的枠組みの構築＞

- ・ デカップルは日本経済に大きな打撃を与えるため、経済安全保障上の最悪のシナリオ。
- ・ デリスキングを進めた結果、国際競争上、同志国が過度に優位となり、日本が不利な立場とならないよう、公平なルールを作成し、G7や同志国に対しても主張していくべき。ルールの運用についても同じレベルで調和できることが重要。
- ・ 日本と同志国とで技術優位性を有する場合は同志国とも当該技術の保護の必要性を共有して、協働すべきである。

我が国における新たなセキュリティ・クリアランス制度の必要性

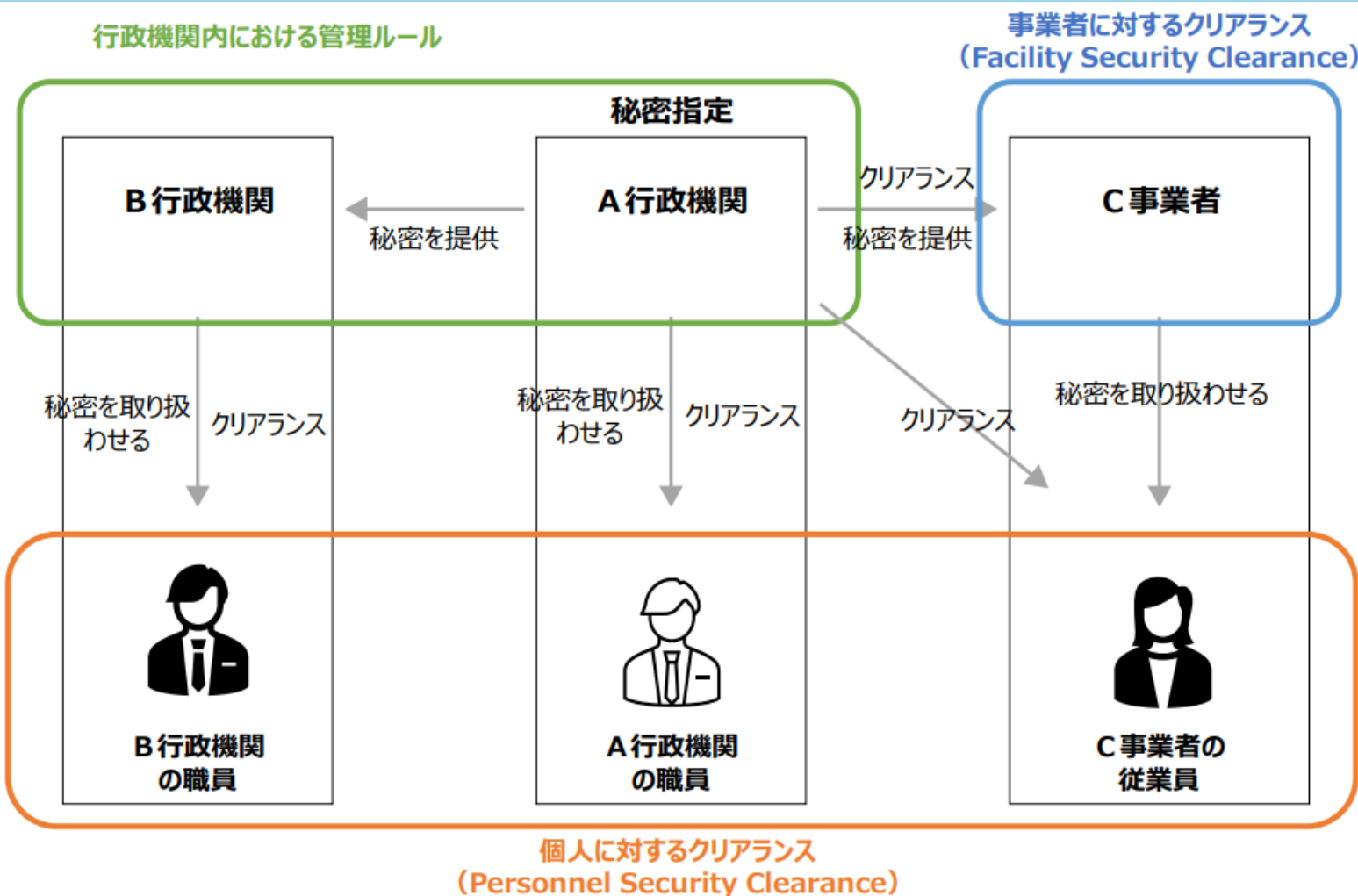
- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対してアクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度。**
- ①政府としての重要な情報を指定、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。
- 我が国では、セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、**特定秘密保護法**がある。同法では、政府が秘密指定できる情報の範囲が、**①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止の4分野について一定要件を満たす事項に限定**
→経済安全保障に係る情報が必ずしも明示的に対象となっていない。
- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から経済・技術の分野に大きく拡大し、軍事・非軍事技術の境目も曖昧となっている中、**経済安全保障分野においても情報漏洩への対応に万全を期すべく、新たなセキュリティ・クリアランス制度**を含む我が国の情報保全の更なる強化を図る。
- **企業からも、経済・技術の分野に対応した国際的に通用するセキュリティ・クリアランス制度のニーズ**の声が上がっている。

＜企業からの声の例＞

- ある海外企業から協力依頼があったが、**機微に触れるということ**で相手から十分な情報が得られなかった。政府間の枠組みの下で、お互いにセキュリティ・クリアランスを保有している者同士で共同開発などができれば、もう少し踏み込んだものになったのではないかな。
- 宇宙分野の海外政府からの入札に際し、**セキュリティ・クリアランスを保有していることが説明会の参加要件**になっていたり、**商業利用分野であってもClassified Informationが含まれているので詳細が分からない等の不利な状況が生じている。**

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の法制化

- 現行のセキュリティ・クリアランスを規定する特定秘密保護法に加え、政府が保有する経済安全保障上の重要な情報を対象に、一定の基準を満たす民間企業との秘密保持契約等に基づく共有も念頭に置いた新たなセキュリティ・クリアランス制度を創設（令和6年5月17日 新法公布）。



経済安全保障も踏まえた、ルールに基づく国際経済秩序の再構築

- 我が国をはじめ各国は、過去30年間、ルールに基づく貿易秩序を作り上げることに注力。その結果、自由貿易による恩恵を誰もが享受できるような世界に繋がった。
- しかし、近年、地政学リスクや一部の国の不公正措置等が、各国の保護主義を助長。第二次世界大戦後、グローバリゼーションが直面する最大の危機に直面。
- ルールに基づく国際経済秩序の維持・強化は重要。ただし、その在り方は、時代によって変わるべき。リアリズムをベースに、今の時代だからこそ求められる道を模索。

WTO改革 の推進

- 「弱肉強食」のパワーゲームに陥らないルールベースの貿易秩序を維持。
- WTOの普遍的な重要性は疑いがない。
本年内の紛争解決制度改革をはじめ、WTO改革の推進。

リージョナル・アーキテクチャ の構築

- 同盟国たる米国がアジア太平洋地域の経済秩序作りにエンゲージする地域経済連携とともに推進。
IPEFの進展に向けて我が国としても貢献。
- サプライチェーン等の分野毎の連携強化に向けた協定等の様々な枠組みを追求。

産業政策と その協調

- 従来のグローバリゼーションの下で生じた歪みへの手当として、各国における産業政策の必要性が高まっている。
- 他方で、そうした課題に対して、一国の産業政策だけでは不十分。例えば供給強化と需要創出の好循環に向けた協調の輪を広げていく。

経済安全保障をめぐる同志国間での主な動き

(主要対話)

- 23年10月 G7大阪・堺 貿易大臣会合
ー経済安全保障の諸課題について、G7が結束して議論。
注：経済的威圧に関しては、共同の評価、準備、抑止及び対応を強化する調整プラットフォームの活動歓迎
- 23年10月 日EUハイレベル経済対話
ー「透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築」について議論。作業部会設置に合意。
- 23年11月 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）
ー「透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築」について議論。今後、議論を更に具体化することに合意。
- 24年3月 G7産業・技術・デジタル大臣会合
ー「強靱で信頼性あるサプライチェーン原則」の下、戦略物資の持続可能な供給源確保のための協力を確認。
- 24年4月 米国・EU貿易技術評議会（米欧TTC）
ー両国が経済安全保障で協力するという強いコミットメントを表明。
- 24年4月 日米首脳会談
ークリーンエネルギーに関しGX推進戦略とIRAの政策協調に向け閣僚級政策対話を立ち上げ。
ー透明、強靱かつ持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組加速に合意。
ー重要・新興技術の振興及び保護等によって、日米の技術的な優位性を高めることを確認。
- 24年4月 GX-IRA閣僚級政策対話
ーIRAとGX推進戦略のシナジー最大化に向けて、ゼロ・低排出技術の開発や迅速な展開のための協力や、一部の国に過度に依存しない戦略物資のサプライチェーン実現等について議論。
- 24年4月 第3回日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚会合
ー透明、強靱かつ持続可能なサプライチェーンの構築に向けた取組加速に合意。

経済安全保障をめぐる同志国間での主な動き

(各国での取組の具体化)

- 23年12月 米国による半導体サプライチェーン調査開始発表
— 米国の重要産業における中国産のレガシー半導体の利用や調達に関する調査を実施。
- 24年1月 英国重要輸入品及びサプライチェーン戦略発表
— サプライチェーン分析・リスク対応、官民連携と同志国連携の推進。
- 24年1月 EU経済安全保障パッケージ発表
— 輸出管理・投資審査のEUでの統一的アプローチ、研究セキュリティの模索。
- 24年2月 欧州ネット・ゼロ産業法 政治的合意
— 公共調達の評価基準として「持続可能性と強靱性」への貢献を要件にする等、技術を特定し支援を集中させることでグリーン技術の欧州内確保を目指す。

国際連携の今後の方向性①

G7等での持続的な同志国連携の強化

- 欧米と産業・技術基盤強化に向けた個別プロジェクトを推進（半導体、AI、量子、蓄電池、重要鉱物等）。欧米との経済関係を揺るがないものにしていく。
- 「透明・強靱で持続可能なサプライチェーン・市場」の維持・確保に向けて、日米欧三極も含め、同志国と産業政策の協調の議論を拡大・深化。将来的には、こうした議論をAZEC等の国際枠組みやグローバルサウス向けの政策などに適用・共有しながら、民間投資を促すよう、供給力強化・需要創出の好循環に向けた協調の輪を広げていく。
- 「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」をはじめとした**昨年のG7の各種成果を継続・発展させるべく、G7各国との連携の強化を継続**。経済的威圧については、G7をはじめとした同志国と、リスク・脅威分析や経済的威圧を思いとどまらせることに平時から取り組むとともに、我が国が経済的威圧を受けた場合には、その影響を緩和するための措置や国際ルールに沿った対応を進める。
- インド太平洋地域において、**同志国との平時・緊急時のサプライチェーンを強靱化**（2024年2月24日にIPEFサプライチェーン協定が発効）。

G7を超えた取組

- G7広島サミット等の成果（経済安全保障等）のアウトリーチ。
日本が議長国となる今年のOECD閣僚理事会の活用。
- グローバルサウス諸国とも大規模予算を活用し戦略的プロジェクトの組成等で連携しつつ、国際フォーラムの利活用を推進。
- WTO、CPTPPなどを通じたルールベースの連携強化。

国際連携の今後の方向性②

関係強化すべき諸外国への戦略的アプローチの強化

(中国)

- 「建設的かつ安定的な日中関係」の構築に向けて、日中両国が参加する国際枠組みも含めたあらゆる機会での対話の促進を強化。懸念に対処しつつも、官民で協働し、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケア等の両国の共通課題等を中心に、日中経済関係を発展させる。

(インド)

- 半導体・クリーンエネルギー・IT等の未来産業創出を推進。政府間対話等も活用し、サプライチェーン強靱化・多元化の連携を推進。

(ASEAN)

- アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想実現に向けた政策協調に加え、次世代自動車を含むGX・DX等の未来産業の創出、人材の育成などで協力。

(アフリカ・中東)

- TICADも活用しDX等による社会課題解決ビジネス実証支援や重要鉱物・クリーンエネルギー協力を推進。

(中南米)

- 社会課題解決型ビジネス実証による未来共創事業を発掘。加えて、水素・アンモニア等のエネルギーの多元化やリチウム等の重要鉱物に関する連携を推進。

<面的展開>

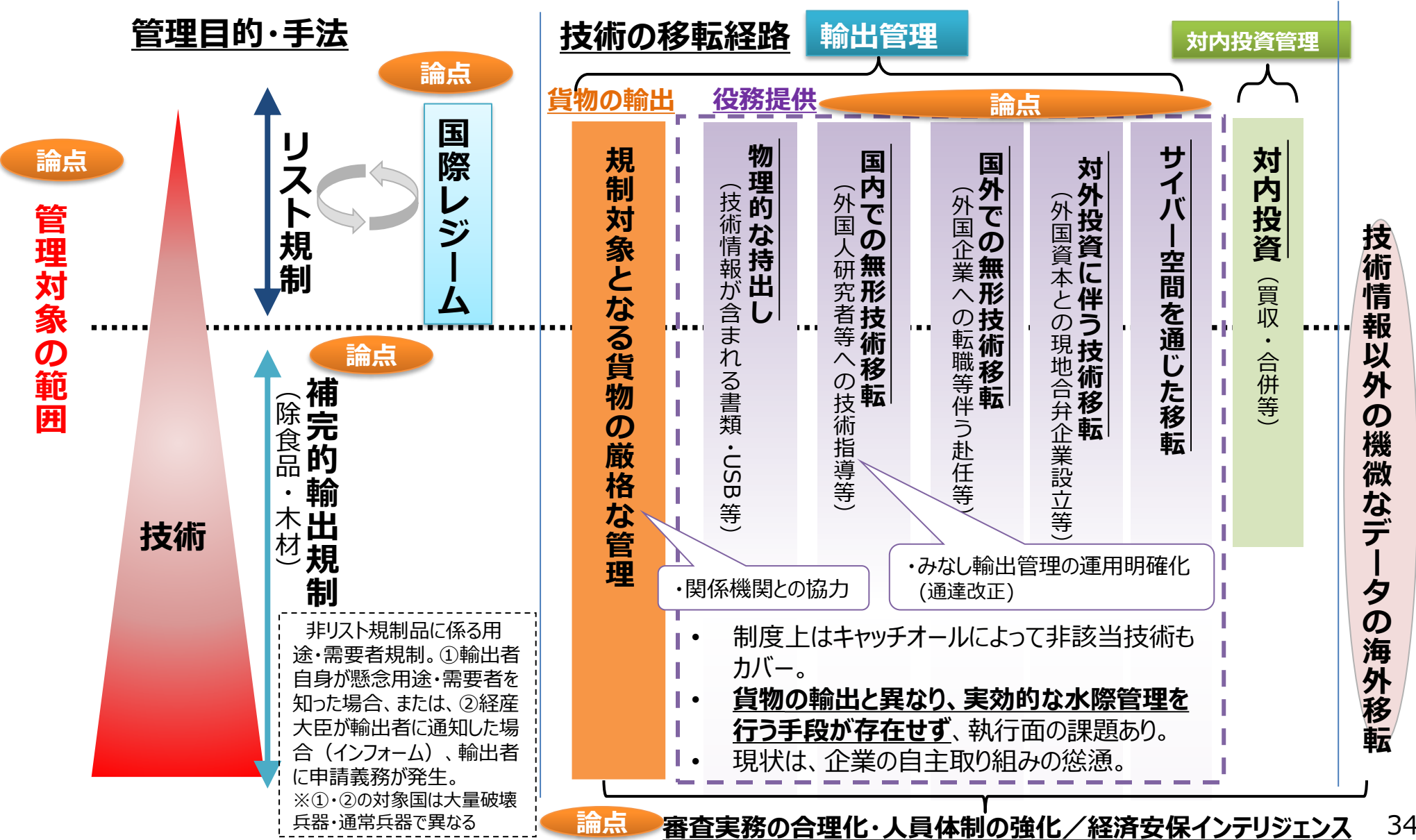
グローバルサウスとの連携強化に向けて、アフリカ等との第三国連携をインドとともに面的に展開する枠組みを構築し、それを起点に、重点分野・国を特定した戦略的プロジェクトを電力・物流・通信などのインフラ構築、ファイナンス強化（NEXIの機能強化等の検討）とパッケージで展開する。

目次

- (1) 経済安全保障
- (2) 貿易管理**
- (3) 対内投資
- (4) 新局への体制移行

新たな安全保障貿易管理に関する論点

● 国際的な安全保障環境の変化やデュアルユース技術の軍事転用リスクの高まりを踏まえ、昨年11月より産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会を開催。



1. 現状認識

- 前回の中間報告以降も国際的な安全保障環境は大きく変化し、**安全保障上の関心としての国家主体の再浮上やデュアルユース技術の重要性の高まり、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭**など、足下の安全保障環境の変化は、これまでの安全保障貿易管理のあり方に課題を投げかけている。
- また、輸出者は、安全保障貿易管理の必要性等を認識した上で、**該非判定や用途・需要者確認に取り組むことが求められる**。他方、輸出管理当局は輸出者の法令遵守を徹底するため、**安全保障貿易管理の制度・運用をわかりやすいものとするよう取り組むことが求められる**。このため、**官民が緊密に連携した安全保障貿易管理の推進**が求められる。

2. 対応の方向性

東西冷戦後構築してきた**不拡散型輸出管理**は大きな転換期を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討し、実効的な安全保障貿易管理の実現**する必要がある。この際、健全な国際貿易の発展やビジネスへの影響等に留意し、以下3点の大きな方向性の下、(1)～(6)のような各種制度・運用の見直しを進めていくべき。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上の**リスクがより高い取引に厳に焦点を当て**、リスクが低い取引は合理化を追求。
- ② **同盟国・同志国との重層的な連携**を通じて、**国際協調による実効性と公平性を担保**するとともに、**共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化**を過度に阻害しない。
- ③ **官民での情報共有・対話**等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

(1)補完的輸出規制の見直し	(2)技術管理強化のための官民対話スキームの構築	(3)機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携	(4)安全保障上の懸念度等に 応じた制度・運用の合理化・重点化
※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。 • 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性 の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。 ① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制 • 一般国 （グループA国以外）向けであっても、安全保障上の 懸念が高い品目に限定 して、 通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 に適切に管理。 • この際、 懸念需要者や懸念取引等 に関する情報を 政府が提供 。 ② グループA国経由での迂回対策 • 補完的輸出規制の対象外の グループA国 向けであっても、懸念国等の迂回調達 の懸念がある場合、 インフォーム 。 ⑤国内外的関係者に対する一層の透明性の確保 / ⑥インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用	• 技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、 多様な経路に応じた対策が必要 。（技術は一度流出すると管理困難。） • 外為法の技術移転管理に関し、 官民対話を通じた新たな技術管理スキームを導入 。 • 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、 政府に事前報告 。 ※今回の措置は、 貨物は対象外 。 • 適切な技術管理に向け、 政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施 。 ※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。 • 取引時点のみならず、 時間的経過に伴う軍事転用懸念 を考慮。 ⑤国内外的関係者に対する一層の透明性の確保 / ⑥インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用	• 急速な技術革新等により、機動的な輸出管理が必要。 • 各国が独自措置等を多用することになれば、実効性・予見可能性が低下。 国際連携による制度・運用の協調 を企図。 • 国際輸出管理レジームで 技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理 を行う。 • 懸念度と緊急度に応じた、 技術保有国による連携 も有効。 • 国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る 運用面での協調 を行う。 • 国際輸出管理レジームの 非参加国との連携を強化 。 ⑤国内外的関係者に対する一層の透明性の確保 / ⑥インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用	• メリハリのある運用、厳格な管理を行う企業等へのインセンティブ 等の観点から、以下の分野で合理化。 ① 半導体製造に用いられる一部の部分品 （圧力計やクロスフロー過装置）を特別一般 包括許可の対象 に。 ② インド・ASEAN向け工作機械 を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般 包括許可の対象 に。 ③ 同志国軍による 防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品 等に関する 許可申請手続を簡素化 。 ④ 内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、 立入検査を重点化 。 ⑤国内外的関係者に対する一層の透明性の確保 / ⑥インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

3. 中長期的な検討課題等

- 上記の**対応の方向性**については、本報告を踏まえて、**速やかに制度・運用の見直しを図る**べき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、**必要に応じた抜本的な見直し**を検討すべき。
- その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした**新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消**（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく**安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿**の検討への指摘もあり。

(参考) 産構審・安全保障貿易管理小委員会での議論

- 昨年11月以降、5回にわたる審議会での議論を経て、小委員会として、4月24日（水）に中間報告を公表。

■ 委員等（※任命・指名当時の役職）

青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
岩間 陽子	政策研究大学院大学 教授
江藤 名保子	学習院大学法学部 教授
兼原 信克	同志社大学 特別客員教授
亀坂 安紀子	青山学院大学経営学部 教授
児玉 康平	日立製作所 執行役常務
佐藤 丙午	拓殖大学国際学部 教授

白石 隆	熊本県立大学 理事長【委員長】
鈴木 一人	東京大学公共政策大学院 教授
高見澤 将林	東京大学公共政策大学院 客員教授
中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
廣瀬 陽子	慶應義塾大学総合政策学部 教授
渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

（オブザーバー）

押田 努	一般社団法人安全保障貿易情報センター 専務理事
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
原 一郎	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事

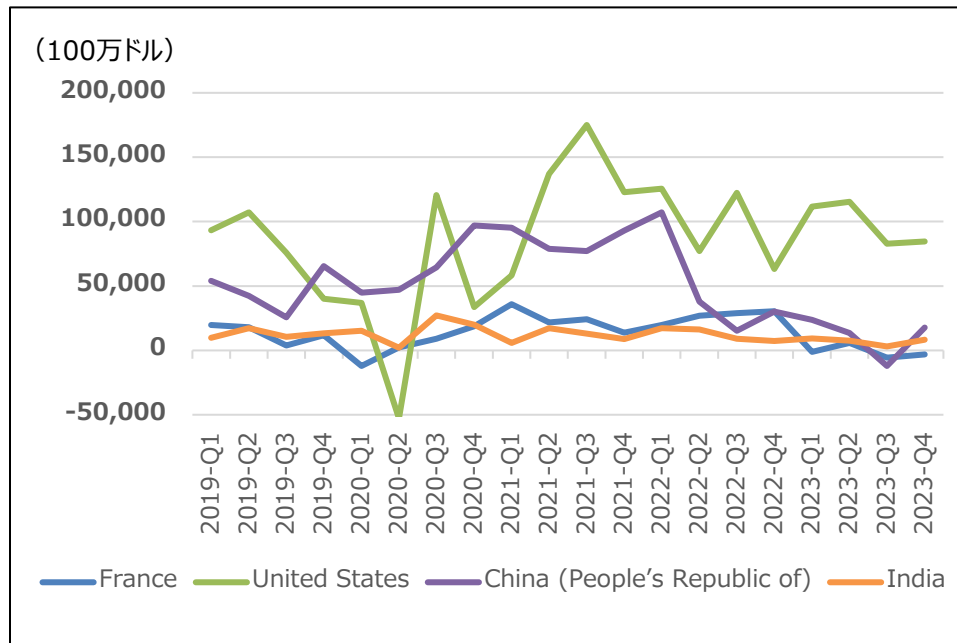
目次

- (1) 経済安全保障
- (2) 貿易管理
- (3) 対内投資**
- (4) 新局への体制移行

世界的な対内直接投資の潮流と主要国の動向

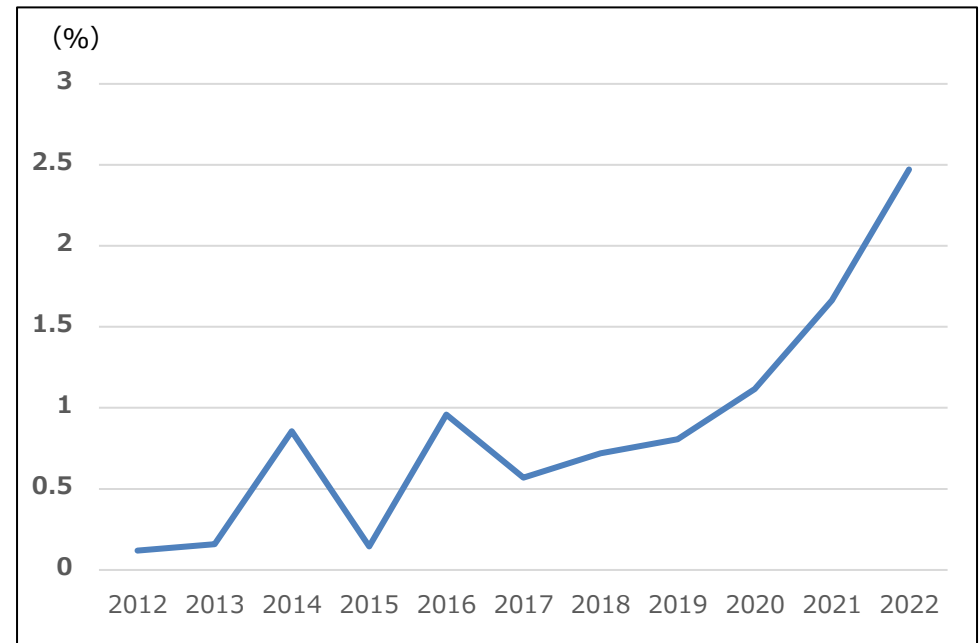
- 世界の対内直接投資はコロナを機に停滞するも、米国への投資は堅調に回復。一方、中国への投資は2022年以降大きく減速。
- 世界全体で直接投資が頭打ちとなる中、日本への対内直接投資のシェアは近年上昇傾向。

＜各国の対内直接投資（フロー）の推移＞



(出所) OECD.Stat

＜日本への対内直接投資（フロー）の世界シェアの推移＞

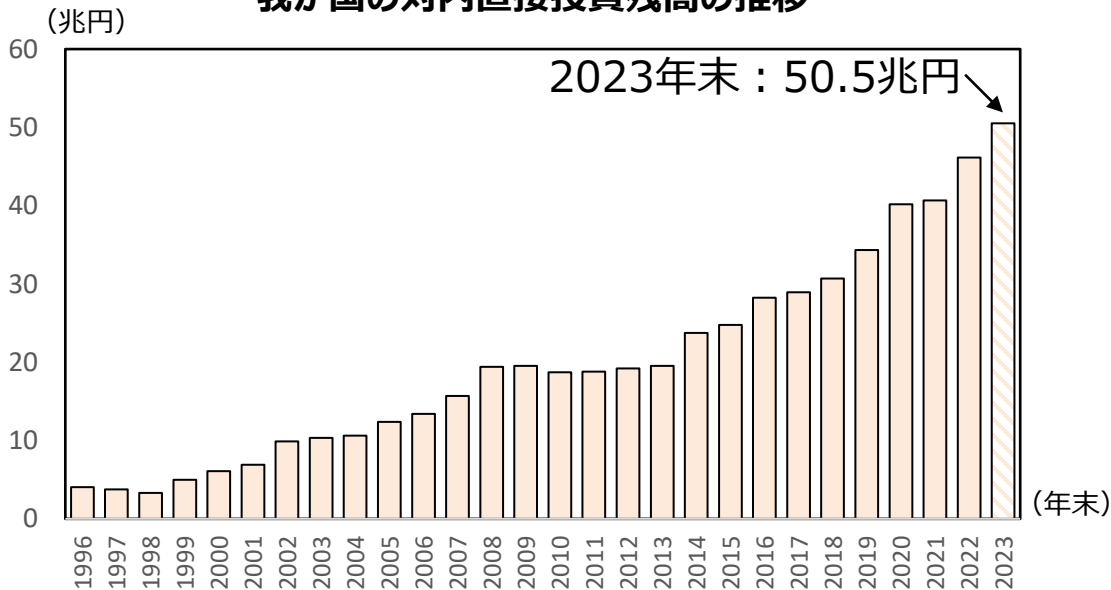


(出所) UNCTADstat

我が国の対内直接投資の現状

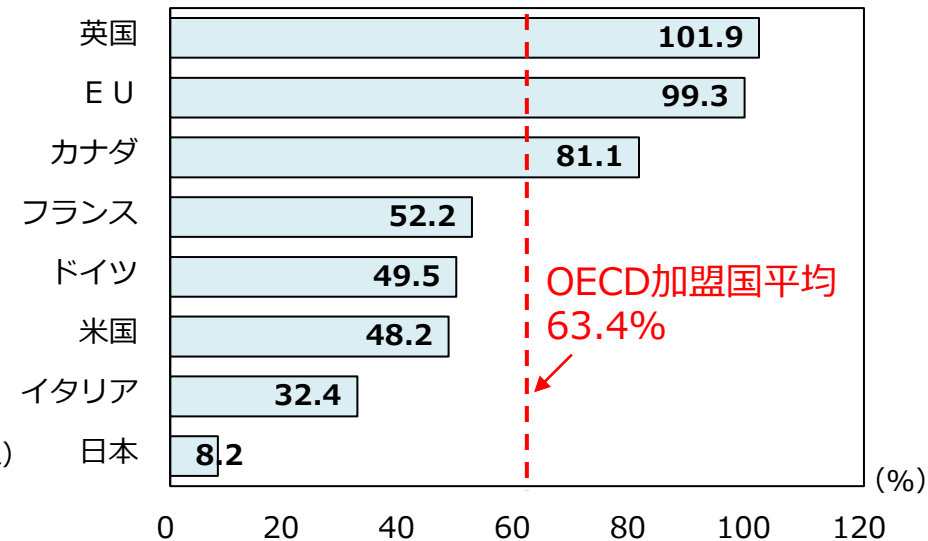
- 対内直接投資の促進により、海外の高度な人材・技術・資金を呼び込むことで、
 - ✓ イノベーション創出
 - ✓ サプライチェーン強靱化
 - ✓ 雇用創出・賃上げによる地域活性化
 - ✓ 経営の高度化等につながり、日本経済の持続的成長に貢献。
- 我が国の対内直接投資残高は、増加傾向にあるものの、国際的にみて低水準。

我が国の対内直接投資残高の推移



(資料) 財務省、日本銀行「本邦対外資産負債残高」

G7の対内直接投資残高の対GDP比（2022年末）



(資料) 日本の値は、財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」、その他の国・地域の値は、OECD.Statより作成。

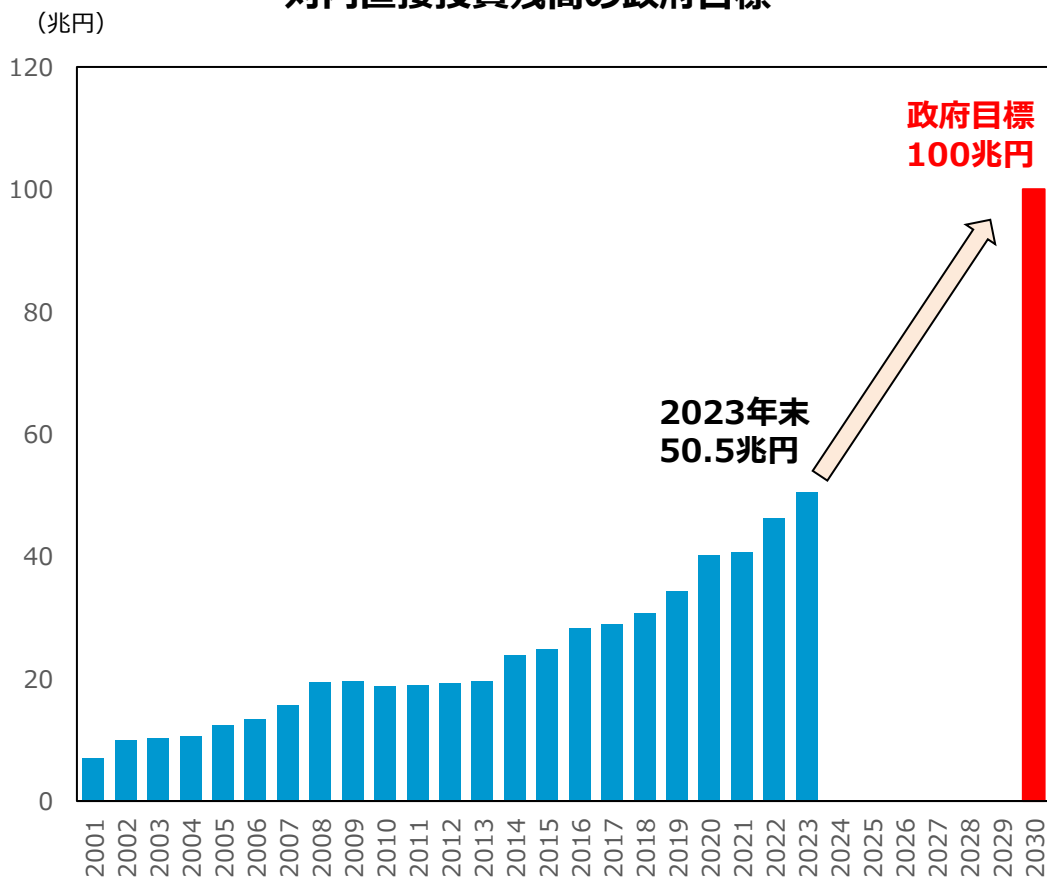
「内なる国際化」による対内直接投資の更なる促進

- 対内直接投資は、海外の高度な人材・技術・資金を呼び込み、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化、雇用創出・賃上げによる地域活性化、経営の高度化に貢献。
- 近年、世界的な地政学リスクの高まり等により、グローバルなサプライチェーンの強靱化が求められる中、日本の「安定性」がビジネス環境上の魅力となっており、対内直接投資を促進する好機。各国が投資誘致の取組を再開・拡大し、競争が激化している中、我が国としてもより戦略的・効果的に取組を進めていく必要。
- 骨太方針2023において「対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現」というKPIを掲げ、その達成に向けて「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」（令和5年4月26日、対日直接投資推進会議決定）に基づき、政府一丸となって取組を進めている。
- 対内直接投資の促進に向けては、専門人材の確保が一つの大きな課題。国内人材の育成に加え、海外とのビジネスの更なる拡大、イノベーションの創出などを促す、高度外国人材の活躍が重要。人材の国境を越えた獲得競争が進む中、我が国の「内なる国際化」を進め、高度外国人材が働きやすい環境を整備しなければならない。
- また、日本企業の組織文化の変革に向けた海外企業との協業連携の促進、英語による国・自治体の情報発信の強化を実施。併せて、海外の特定技術等を持つ企業の、国内の特定地域への投資誘致に向け、国・地域が一体となって、インフラ整備や人材育成を含め包括的に取り組むイニシアティブを開始。

対内直接投資の政府目標

- 骨太方針2023（令和5年6月16日閣議決定）で、「**対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現**」という現在（2023年末：50.5兆円）の倍以上の水準をKPIに設定。

対内直接投資残高の政府目標



(出所) 財務省・日本銀行「本邦対外資産負債残高」

経済財政運営と改革の基本方針2023（抜粋）

海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。
対内直接投資残高を2030年に100兆円とする目標の早期実現を目指し、**半導体等の戦略分野への投資促進**、**アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略**、特別高度人材制度（J-Skip）や未来創造人材制度（J-Find）の創設、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討等を含む**高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備**、**国際金融センターの機能強化**、**投資喚起プロモーション・世界への発信強化**などを含む「**海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン**」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる。

I. 基本的考え方

- この30年間、我が国では、デフレ下における国内需要の停滞と新興国とのコスト競争を背景に、企業はコストカットに邁進し、**海外生産比率を高め**、結果として、**国内投資は不足し、賃金も大きく抑制**。
- 従来の国際秩序が変容し世界が歴史の転換期にある中、**国内外の環境変化は成長のチャンス**。グローバルサプライチェーンの再編の動きの中で、我が国の生産拠点及び研究（知の交流）拠点としての位置づけを確立し、**国内投資の拡大と研究開発の促進を通じたイノベーション力・成長力の強化**を進めることが重要。
- 足下で、30年ぶりの賃金上昇が起こりつつあり、また企業の国内投資意欲も高まりを見せる中、**海外からのヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に取り込み**、国内投資拡大・研究開発促進による成長力の強化と価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを「車の両輪」として、**持続的な成長と分配の好循環**を生み出していく。
- かかる認識の下、2030年80兆円の対内直接投資目標の更なる高みを目指し、**早期に100兆円を目指す新たな目標**を定め、海外からの人材・資金を呼び込むための「**アクションプラン**」を策定し、早期に実行する。

※2022年末の対日直接投資残高は、46.2兆円

II. 具体的取組

- 以下の5つの柱からなるアクションプランを実行することで、日本経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる（別紙参照）。
- 1. 国際環境の変化を踏まえた戦略分野への投資促進・グローバルサプライチェーンの再構築
- 2. アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略
- 3. 高度外国人材等の呼び込み、国際的な頭脳循環の拠点化に向けた制度整備
- 4. 海外から人材と投資を惹きつけるビジネス・生活環境の整備等
- 5. オールジャパンでの誘致・フォローアップ体制の抜本強化、G7等を契機とした世界への発信強化

対日直接投資加速化に向けた優先プログラム

- ・ 2023年、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」において対日直接投資の促進に向けた100の施策をとりまとめ、「2030年に対日直接投資残高を100兆円」の目標を掲げた。
- ・ 「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース（副大臣主宰）」において、フォローアップを行うとともに、取組を加速・深化すべき事項について議論。加えて、内閣府においても在京大使館・商工会議所、地方自治体、金融機関等からヒアリング。
- ・ アクションプランに掲げた100の施策やヒアリングで寄せられた声の中から、今後、特に重点的に取り組むべき事項とその政策対応について、**4本柱10施策の「対日直接投資加速化に向けた優先プログラム」**として整理。

（１）日本での投資機会の拡大

- ① 総合経済対策における重点施策の実効性担保、広報・周知
- ② 二次投資の拡大に向けた課題抽出
- ③ FDIタスクフォース設置 5 公館における対日直接投資誘致活動の実施

（２）アジア等の高度人材の確保

- ① 半導体等を始めとする重要分野の人材確保等に関する海外との比較調査
- ② 在留資格の在り方等に関するニーズ調査と具体的措置の検討
- ③ 世界的な研究者の呼び込み及び東南アジアやインド等の優秀な留学生の受入拡大、就職支援

（３）国内企業と海外企業との協業促進

- ① 国内企業と海外企業のマッチング支援、協業に向けた事例集の展開や対応策の検討
- ② 投資家によるVCファンドのパフォーマンス評価の国際標準への対応や経営上重要視する指標の開示の推進

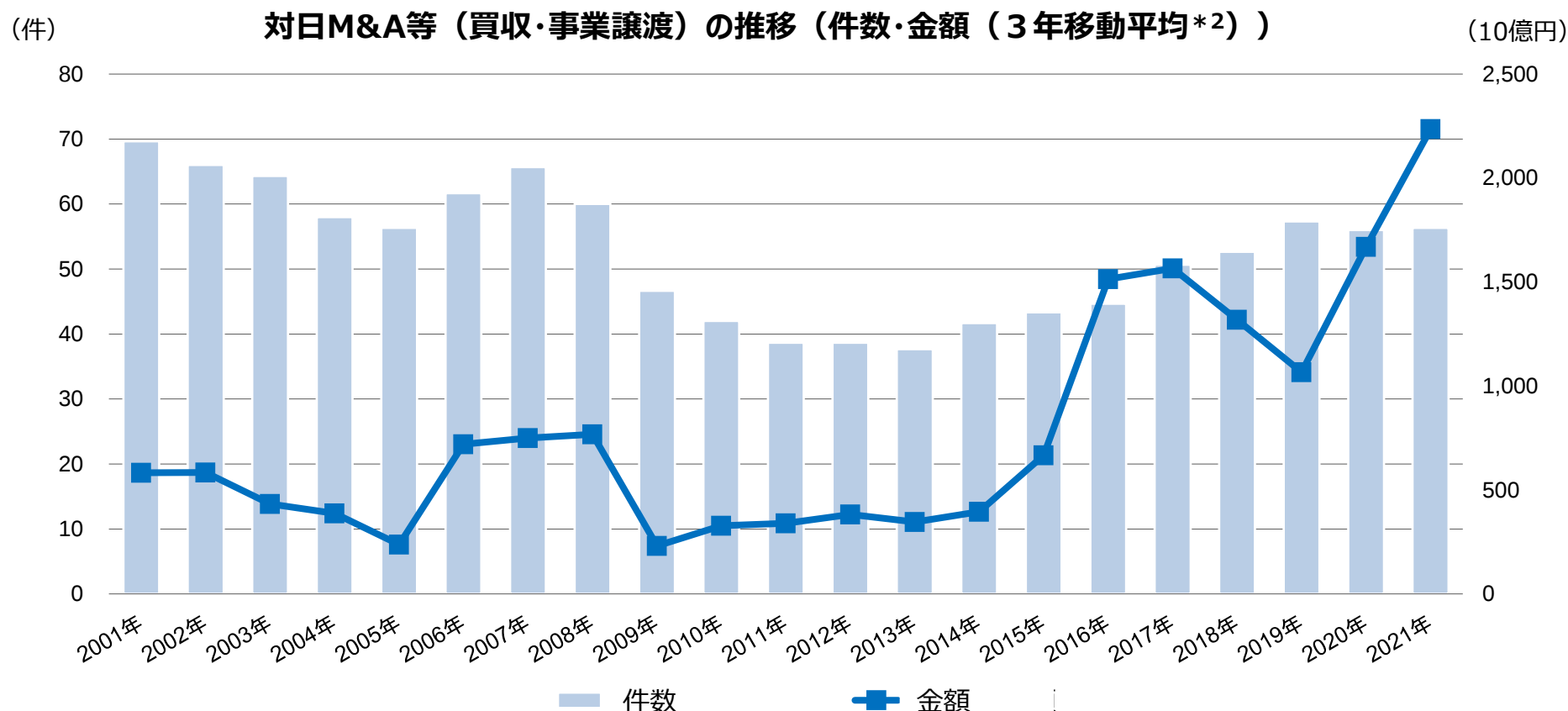
（４）ビジネス環境・生活環境の整備

- ① 法人設立手続きの英語化・ワンストップ化
- ② 銀行口座開設手続きの迅速化・円滑化

⇒ 各取組について、**KPIと工程**を定めた上で、**進捗**を定期的に**フォローアップ**

拡大傾向にある対日M&A

- 対日M&Aの金額は、過去10年間で拡大傾向。ただし、日本は海外からのM&Aの比率が諸外国と比べると相対的に低いのが特徴。
- 経済産業省は、2023年8月、産業界の統合を促進し、競争力を高めることを目的として、「企業買収における行動指針」を公表。本指針は、M&Aの行動規範を定め、買収防衛策の濫用を防ぎ、「真摯な買収提案」に対しては「真摯な検討」をすることなく拒絶すべきではない旨を強調。



* 1 UNCTAD及びWorld Bankより、OUT-INM&A金額（2017年～2021年合計）と名目GDP（2021年）を用いた

* 2 当該年の値に前後1年の値を加算して年数3で除した平均値(例：2021年の値は2020～2022年の平均値)特に毎年の金額は大型案件の有無により傾向が分かりにくいいため、3年移動平均を用いた

出所：レコフM&Aデータベースから作成（OUT-INの場合、日本企業の海外法人売却を除く。金額非公表案件も存在）

対日M&A等の活用促進による日本企業の経営力向上

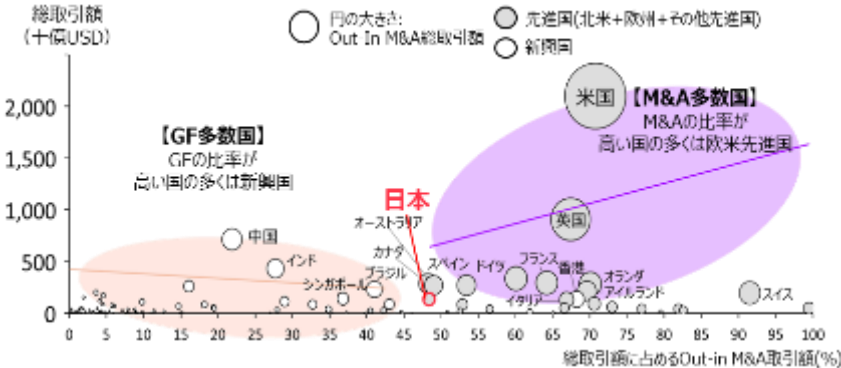
- 経営手法の高度化や海外販路開拓に資する、外国企業との協業連携について実態と課題を分析するため、「外国企業と日本企業の協業連携に関する研究会」を設置し、日本企業向けの「外国企業と日本企業の協業連携事例集」を作成・公表。

対日M&Aの効果と現状

対日M&Aが日本企業にもたらす効果		
売上拡大	国内外の販路拡大	● 外国企業のブランド力や国内外のネットワークを活用可能
	商品・サービスの品質向上	● 外国企業の技術及びノウハウを得ることで、品質が向上
経営課題解決	経営管理手法の高度化	● 外国企業の経営手法を取り込むことで、経営管理手法が高度化
	コア事業への集中 事業ポートフォリオの最適化	● 売却資金で、コア事業や新規事業への投資を行い、事業ポートフォリオの最適化

日本は先進国の中でM&A比率が低い

〈Out-In M&A/グリーンフィールド投資（GF）の総取引額と
そのうちOut-In M&Aの占める割合（2013-2020年）〉



（出所）経済産業省「令和3年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（国内外への更なる投資促進のための方策に関する調査検討事業）」

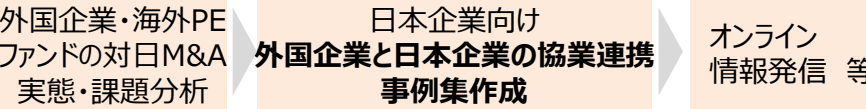
【参考】対日M&A課題と活用事例に関する研究会（経済産業省Webサイト）https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/m_and_a/index.html

外国企業と日本企業の協業連携事例に関する研究会（経済産業省Webサイト）https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/collaboration_cooperation/index.html

対日M&A活用における課題

- 対日M&Aは、日本企業にとって、グローバルな競争に向けた事業ポートフォリオ見直しのための手法として重要。
- 戦略的事業売却の効果・意義が認知されず、経営判断の選択肢に含まれていない、または抵抗感により実行されない可能性があるのではないか。実際、「収益が出ているノンコア事業」売却事例が少ない。
- 日本はM&A比率が低いため、対日M&A活用促進により日本企業の経営力強化に貢献できる余地がある。

外国企業と日本企業の協業連携に関する研究会の新設（2023年度）



事例集概要

- 規模：外国企業と日本企業の協業連携事例11件
- 周知：日本の大手・中堅中小の事業会社（及びその出資者）
- 公表：2024年4月24日

事例集掲載内容

- 協業連携を実施した企業が直面していた課題、協業連携の留意点、メリットなどを掲載
- 具体的な協業連携事例に係る以下の事項
（経緯やきっかけ、支援内容や効果、苦労やそれを乗り越えたエピソード、従業員の生の声、成功要因 など）

海外企業誘致、日本企業と海外企業の協業連携促進

- 優れた技術・ノウハウ等を有する海外企業を誘致するため、JETROの海外事務所等に誘致専門員を配置し、**個別企業への訪問等を通じて日本進出を提案**。また、JETROの「**対日投資・ビジネスサポートセンター**」（IBSC）等で、市場・産業情報の提供、法務・労務・税務のコンサルティング、ネットワーキング機会の提供等を実施し、**日本拠点の円滑な設立をワンストップで支援**。
- **日本企業と海外企業との協業連携を促進**するため、経産省とJETROは、2021年2月に立ち上げたビジネスプラットフォーム「Japan Innovation Bridge」（**J-Bridge**）を通じて、有望な協業連携候補の発掘やマッチング支援等を実施。

INVEST JAPAN <対内直接投資の拡大に向けた取組>

イノベーション創出に資する外国企業の誘致

目標 (2022)	支援：750件 誘致成功：80件
外国企業向け支援	・海外での対日投資関心企業の発掘 ・対日投資・ビジネスサポートセンターにおける立上支援
自治体向け支援	・ビジネスマッチング支援
実績 (2022)	支援：957件 誘致成功：129件

J-BRIDGE <双方向の投資促進・協業連携支援>

Japan Innovation Bridge (J-Bridge)

目標 (2022)	支援：58件 協業連携案件組成の成功：6件
重点分野	 
重点地域	北米、欧州、東南アジア、インド、イスラエル、オーストラリア、アフリカ、日本
支援内容	海外企業発掘、専門家による協業支援、マッチングイベント開催
実績 (2022)	支援：451件 協業・連携案件組成の成功：10件

対日投資の促進に向けた環境整備・対外発信

ビジネス環境整備

- ・外国企業からのビジネス環境整備に係る個別相談対応
- ・外資系企業向けアンケート調査の実施

対外発信

- ・ウェブサイト、SNS、国内外イベント等を通じた情報発信
- ・総理・大臣・地方自治体首長による情報・メッセージ発信

英語による国・自治体の情報発信の強化

- 対内直接投資の更なる促進に向けて、行政が英語での情報発信を強化する必要。
 - ① 対内直投促進に取り組む自治体等による対外PRの支援
 - ② 法令の英訳の期間短縮等を実施。

対外PRに関する自治体等への支援

国内地域エコシステムの海外における更なるブランド力向上を目指し、海外のコンサルタントを通じて、海外の視点から地域の誘致戦略、PR資料などのブラッシュアップを実施。

(取組・サポート例)

- 投資・外国企業誘致戦略の策定
- 外国企業及び外国人との会議、イベント等におけるネットワーク構築
- 英語での誘致資料作成、プレゼン準備
- SNSの活用、メディア取材対応
- 英語プレスリリース作成

法令の英訳の期間短縮

- 2023年12月、法務省が法令のAI翻訳システムを導入。
- 2024年度から全省庁で運用開始。
- 法令の英訳公開までの期間の大幅短縮を図る。



令和3年度から令和7年度にかけて、新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指す。

(参考) 英訳法令等公開数

令和3年度： 81本

令和4年度： 127本

(出所) 法務省「日本法令外国語訳整備プロジェクト」(令和5年6月)

国・地域が一体となった対内投資誘致強化

- 半導体・デジタル、グリーン、バイオ・ライフサイエンス等の重要分野に関する、国内外の産業拠点の、産業インフラ、人材プール、産業集積その他企業立地要因と産業基盤を定量的・定性的に分析。
- 当該分析での国内外のベストプラクティスを基に、各地域の産業拠点の基盤の高度化に向けた取組を国・地域が一体となって実施、地域の投資環境の改善につなげる。
- 国内の産業拠点の相対的優位性を示すレポートをまとめ、海外の有望企業を積極的に誘致。

重要分野について、国内外の産業拠点の企業立地要因、産業基盤を定量的・定性的に比較分析

国内
地域A

・産業インフラ
(例：工業用水、
交通、電力等)
・人材プール
・産業集積
・教育医療 等

海外
地域B

・産業インフラ
(例：工業用水、
交通、電力等)
・人材プール
・産業集積
・教育医療 等

海外
地域C

・産業インフラ
(例：工業用水、
交通、電力等)
・人材プール
・産業集積
・教育医療 等

海外
地域D

・産業インフラ
(例：工業用水、
交通、電力等)
・人材プール
・産業集積
・教育医療 等



産業拠点の基盤高度化



海外の有望企業の誘致

国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組み会合（約140カ国）において、**①市場国への新たな課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税**について、最終合意が実現。
※①市場国への新たな課税権の配分は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
※多数国間条約案はOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組みにより、2023年10月11日に公表された。
- **②は、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正以降での法制化が見込まれていることから、グローバル・ミニマム課税の更なる簡素化及び明確化について、引き続き検討していく。**

①市場国への新たな課税権の配分（利益A）

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する

①全世界売上200億ユーロ超かつ利益率10%超※

※規制された金融機関、採掘事業、防衛事業、外国事業が僅少で国内メインの企業等は除外

②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分

③英仏等の一部の国で導入済みのデジタルサービス税等は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

①最低税率は15%

②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上

※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は901グループ（令和3年7月～令和4年6月実績（令和5年1月国税庁発表））

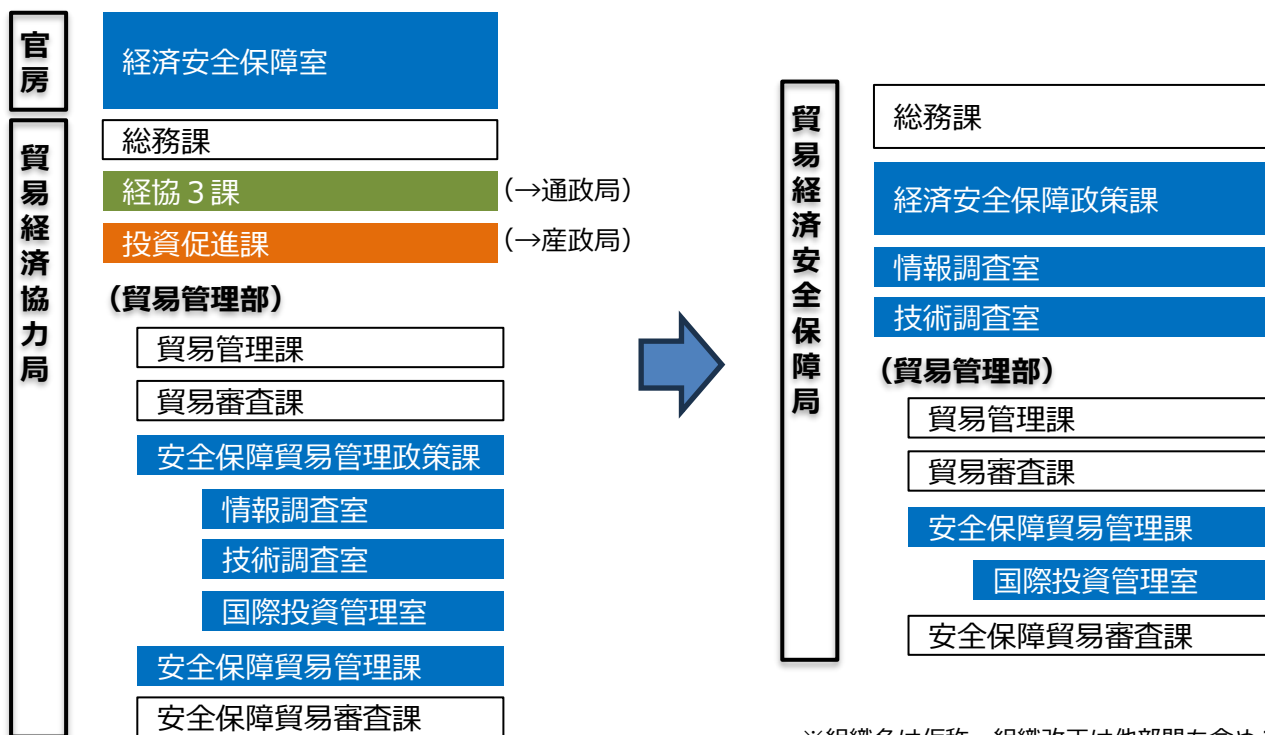
③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

目次

- (1) 経済安全保障
- (2) 貿易管理
- (3) 対内投資
- (4) 新局への体制移行**

経済安全保障に係る組織面での対応

- 経済安全保障推進法の各制度や新たなセキュリティ・クリアランス制度の執行に加え、産業界との戦略的対話、脅威・リスクに対応するためのシナリオ分析・サプライチェーン分析、新たな技術管理など、様々な対応が求められている。
- 今夏、①経済安全保障に係る事務を統括する局を新設し、人的リソースを最適配分するとともに、②関係省庁との連携をこれまで以上に強化していく。
- 省内においても、経済安全保障に係る制度執行、国際連携、情報収集及び脅威への対抗策等を進める上で新局が結節点となり、組織として最適な対応ができるよう各局との連携を一層深めていく。



※組織名は仮称。組織改正は他部門も含め2024年夏頃に正式決定予定。